

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u>	3
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	5
第 2 一般質問	
<u>西 澤 文 久 議員</u>	5
1 総合防災訓練について	
2 利府中学校のテニスコートについて	
<u>安 田 知 己 議員</u>	12
1 子ども医療費助成について	
2 高齢者支援について	
3 住宅用火災警報器について	
<u>木 村 範 雄 議員</u>	34
1 子育て支援の更なる充実を	
2 住環境の快適性・利便性の向上を	
3 町民の健康を守るために	
<u>後 藤 哲 議員</u>	55
1 障がい者差別解消法の取り組みについて	
2 運転免許証の自主的な返納について	
3 子供の貧困対策について	

及川智善 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

- 1 障害者差別解消法について
- 2 労働環境改善について
- 3 町営住宅の建設・土地利用について

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成28年3月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
16番	郷右近隆夫	君	17番	羽川喜富	君
18番	櫻井正人	君			

欠席議員（1名）

15番	渡辺幹雄	君
-----	------	---

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	堀越秀一	君
政策課長	折笠浩幸	君
財務課長	小山田春彦	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	石川洋志	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君

平成28年3月定例会会議録（3月14日月曜日分）

産業振興課長兼農業委員会事務局長	伊藤 智 君
上下水道課長	阿部 義 弘 君
震災復興推進室長	大友 義 一 君
生涯学習課長	高橋 三喜夫 君
会計管理者兼会計室長	大友 政 一 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教育総務課長	小 幡 純 一 君
代表監査委員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 善 男 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	竹 内 春 菜 君

議 事 日 程 （第4日）

平成28年3月14日（月曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様おはようございます。

ただいまから平成28年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日、会議規則第2条の規定により、渡辺議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番鈴木忠美君、11番吉田裕哉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い発言を許します。

2番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔2番 西澤文久君 登壇〕

○2番（西澤文久君） おはようございます。

2番 公明党の西澤文久でございます。今定例会には2点について通告しております。通告順に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

大きな1番目、1点目。総合防災訓練について伺います。

昭和53年、1978年6月12日に発生した宮城県沖地震を契機に毎年6月12日は県民防災の日になっております。本町もこの日に合わせて町の総合防災訓練を実施していますが、毎年多くの人を集めて同じ内容を繰り返しており、町民が危機感を持って訓練に挑む意識がだんだん薄れているように見えます。どこで起きてもおかしくない災害に対して、私たち自身が100%防ぐことはできません。被害をできるだけ少なくする減災こそ力を入れる必要性を強く感じます。いざというときに、頼りになるのは身近な住民同士のつながりだと思います。そこで町の考えを伺います。

（1）町全体ではなく、自主的な訓練として町内会をもとに総合防災訓練を実施する考えはないか伺います。

（2）現在、防災リーダー養成講座を受講すると、その後は研修会等の開催がされていない状況です。防災リーダーのスキルアップ、専門講師を招きフォローアップ研修会等を開催する考えはないか伺います。

（3）災害時、自主防災組織は町内会が現場統率者となり、しかし5年前の東日本大震災はリーダーが誰かわからず現場に混乱が生じました。誰もがリーダーとして認識できる方策をとる考えはないか伺います。

大きな2点目。利府中学校のテニスコートについて伺います。

しらかし台中学校と利府西中学校は、2面のテニスコートが整備されており、しかし利府中学校のテニスコートは1面しかなく、しかもグラウンドは荒れており手狭であり、そのような理由から現在中学校のコートは利用せず有料のテニスコートを利用して練習をしている状況です。そこで、まず町の考えを伺います。

（1）利府中学校のテニスコートを整備拡大し、他の中学校と同様に2面する考えはないか伺います。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

質問事項1、総合防災訓練については町長、2、利府中学校のテニスコートについては教育長、初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 2番 西澤文久議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の総合防災訓練についてのお尋ねであります。

利府町6.12総合防災訓練につきましては、各種防災機関関係と町民の皆様一体となって、避難誘導訓練や応急手当訓練などさまざまな訓練種目を組み合わせて実施することによって、防災体制の確立と防災意識の高揚を目的といたしまして、宮城県沖地震を契機とした県民防災の日、これに合わせて実施をしてきております。毎年同じ内容を繰り返しているとの御指摘をいただきましたが、本年度の総合防災訓練におきましては、これまでの中央公園多目的運動場から利府第三小学校に会場を移しまして、学校関係者、学区内にお住まいをされている方々など約1,300名の御参加をいただきまして新たな取り組みとしての児童の保育者への引き渡し訓練、あるいは小学校体育館を使用した避難所体験訓練などを実施したところでございます。

さて、（１）の町内会ごとの防災訓練実施の考えについてでございますが、西澤議員も御承知のとおり利府町内25の全ての町内会に組織されております自主防災組織では、毎年防災訓練が実施されており、今年度におきましては約3,100人が訓練に参加していただきました。しかしながら、各種の防災関係機関の参加と多種多様なこの訓練種目を各自主防災組織ごとに総合防災訓練として実施することには組織のマパワーは参加される町内会の人数等の要因によりまして、一律に実施することは現実的には難しいものと考えております。このようなことから、これまでどおり総合防災訓練は町主催で実施いたしまして、各自主防災組織によって防災訓練は各自主防災組織の意向に沿った自主的な取り組みによる実施が効果的であると考えております。引き続き、利府消防署とともに可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、（２）の地域防災リーダーのフォローアップ研修会についてであります。地域防災リーダー養成講座につきましては平成19年度から開催いたしまして、本年度までに8期にわたり約300人の防災リーダーを養成してまいりました。さきの施政方針でも申し上げましたが、来年度からは新たな防災リーダー育成事業を一定期間休止いたしまして、既存の防災リーダーによるフォローアップ事業を実施することといたしております。具体的には、50人程度を対象といたしまして技能・技術等の再教育や新たな情報を付与することで地域防災リーダーとしての意識高揚を図ってまいります。事業を進めるに当たりまして、議員ご提案の専門講師についても検討させていただきたいと考えております。

（３）の自主防災組織において、誰もがリーダーとして認識できる方策についてでございますが、今、西澤議員御指摘のとおり、この自主防災組織においては町内会長が組織のトップとなって地域防災リーダーが組織の中核となる防災活動に当たることとなります。町内会長を自主防災組織の統率者として認識させる方策につきましては、それぞれの自主防災組織の判断によるべきものと考えておりますが、町内会長あるいは現場指揮者、こういった認識できるベストを着用していただくことなども有効と思われまますので、自主防災組織に対して情報提供を行っていききたいと思いますから御理解をお願いを申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 西澤議員の第2点目の利府中学校のテニスコートについてお答え申し上げます。

テニスコートの整備・改修につきましては、学校からの要望等を踏まえて平成11年度に現在

のコートを整備し、その後平成24年度に外周の擁壁とフェンス等の改修を行いました。また、平成25年度にはコートの土の入れかえを行っております。利府中学校の近年の生徒数の増加により、学校が工夫を凝らし部活動を行っていることについては認識しております。御質問のテニスコートの整備、拡大も含めまして、この担当部局と協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 初めに、1点目の総合防災訓練について再質問いたします。

大規模な災害が発生した場合、その災害が大きければ大きいほど公的な救援、行政、消防、警官、警察、自衛隊等が及ぶまでに時間がかかることは過去の例を見れば明らかなです。したがって、平常時から町内会の皆様一人一人が危機感を持って自主的防災訓練こそが被害ができるだけ少なくする減災につながると思います。減災に力を入れ、自主的防災訓練を実施している仙台市福住町内会が2003年に町内会を中心とした自主的な防災活動が、自分の町は自分たちで守るという覚悟を定め、東日本大震災を住民の力で守り抜いた町内会です。

では、自主的防災訓練を実施する前に町内会長、町内会役員の方々に理解をしていただくために趣旨説明と意見交換会を開催する考えはあるか、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 2番 西澤文久議員にお答えいたします。

自主防災訓練実施前に町内会長等との意見交換会についてでございます。防災訓練につきましては、各町内会長と事前に訓練場所や訓練内容などについて意見交換を行い、また消防署とも協議した上、訓練開催に至っております。また、町内会、役員会での訓練内容の協議や訓練後の反省会も開催指導も行ってきているところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 25区の町内会長に防災研修会を仙台市福住町内会のスガワラ会長等を講師に招き、東大震災時の実践体験に基づく講演を開催する考えはあるか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

仙台市の福住町内会長の講演についてでございます。町では25地区の自主防災組織の防災訓練では、消火訓練または避難訓練、また救出・救護訓練等を中心に実施していただいておりますが、町では防災に対する正しい知識の普及にも取り組んでおりまして、そうした内容について

での講話は消防士として40年以上の現場経験と地域防災の知識豊富な消防防災指導員の方に担っていただいております。引き続き自主防災組織への支援に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 利府町には大地震を起こすと言われている活断層、長町利府断層の存在も確認されていることから、暴風・豪雨・洪水・高潮等の異常な自然現象にもならず大規模な災害に備えた体制が必要だと思えます。そこで、自主的防災訓練において消防団員から大規模災害発生時における消火活動、救助・救出活動、避難誘導が迅速かつ的確に対応できるように自主防災組織の育成・指導ができないか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

消防団員から自主防災組織への育成指導についてでございます。自主防災訓練におきましては、利府消防署への派遣依頼のある場合、その都度消防署員の方に訓練指導の協力をいただいできていますところですが、自主防災組織からの要請があれば町内会を管轄している消防団の分団長と調整させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 町内会25区に自主防災組織が結成しておりますが、実際に大きな災害が発生した場合には十分に機能を発揮する体制が必要になってきます。そこで、本町では名簿と支援リストは把握していますが、町内会は皆さんの現状を正確に把握するために名簿と重要支援者のリストが25区の町内会は管理しているのか、町では確認してあるのか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

町内会の名簿と重要支援者リストを町内会で管理しているのかの確認についてでございます。名簿と重要支援者リストの各町内会の管理実態につきましては、確認は行っていないところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 確認する予定というのはあるんですか、お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

ただいまの名簿等または重要支援者等のリストにつきましては、個人情報保護法等の問題があることから、町内会での存在につきましては確認を行っていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 町長の施政方針で、震災の教訓を生かした日ごろの防災対策の重要であることから、平成27年度まで行ってきた地区防災組織指導の防災訓練の実施支援や地域防災リーダー養成のフォローアップを行うとありました。防災リーダーの技術力を高めるためにも必要だと思います。では、フォローアップ研修会はいつから開催するのか、また1年に1回なのか、そして毎年開催するのか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

フォローアップ研修の開催時期、または開催回数、また毎年開催するののかについてのお尋ねでございます。フォローアップ研修の開催時期につきましては、7月から9月の期間内で開催の調整を行っていきたいと思っているところでございます。また、開催回数につきましては、研修内容を実務と座学を予定しておりまして、単一がいいのかまた複数回がいいのかの部分につきましては検討をしているところでございます。また、毎年開催するののかのお尋ねにつきましては、研修対象者を先ほど町長が申し上げましたとおり50人程度としていることから、継続的に複数年で研修開催を進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 今から20年前の阪神淡路大震災の発生時、ある調査では地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人は約8割が家族や、住民によって救出されております。消防、警察及び自衛隊によって救出された人は約2割にとどまっているという結果が出ております。お互いの命を助けるためにも災害時において近親者の存在は大変大事になってきております。ただいま町長の答弁で町内会長にベストを支給という答弁がありましたが、誰から見ても一目でわかる現場統率者、町内会長に防災専用ジャンパーが必要だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

現場統率者または町内会長に防災専用ジャンパーが必要ではないかのお尋ねでございます。現場統率者、町内会長と一目で認識できる防災ジャンパーも有効と思いますが、自主防災組織

の判断により着用をしていただくものと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 次に移ります。大きな2番目、利府中学校のテニスコートについて再質問いたします。

しらかし台中学校、利府西中学校のテニスコート2面に比べると利府中学校は1面で環境の違いがあると思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

確かに利府中学校のテニス部はコート1面で部活動を行っている状況でございます。しらかし台中学校と西中学校にはコートが2面整備してございますので、ハード面での練習環境につきましては違いがあると思っておりますが、このような中、利府中学校では限られた学校施設の中で各部が協力し合い工夫しながら部活動に取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） ちょっと聞きますけれども、いつまでに2面にするのか伺いたいです。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） 利府中学校に整備する場合につきましては、新たなスペースが必要になってくるのかなと思っております。そういったことも含めまして先ほど教育長が答弁申しましたように、町の担当部局で今後協議してまいることにしておりますので、時期的なものは未定となっております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 毎週、土曜日曜は有料のコートで練習をしております。また、授業が終われば練習着に着替え、学校のコートで伸び伸びと練習をするのが本来の姿だと思います。利府中学校テニスコート整備拡大が1日でも早い対応が必要だと思います。

最後に、運動部におけるスポーツの実践は参加する生徒にとって心と体をリフレッシュさせるものであります。運動部活動は好きなスポーツ仲間とともに取り組む教育の場でもあります。また、教科の学習とは離れて各自のよさが認められることもあり、多くの生徒の生活に張り合いを与え、喜びと生きがいをもたらしております。生徒たちが大好きなスポーツができる環境

整備が大事だと思いますが、町の考えを伺って私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるように、生徒たちが好きなスポーツを仲間と一生懸命打ち込むことも大事だと思いますし、そのための環境整備につきましても大事なことと考えております。そういったことから、これまでも要望が出ておりました利府中学校のテニスコートの整備拡大につきましては、今後担当部局と協議しながら環境整備の向上に向けまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で2番 西澤文久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時26分 休 憩

午前10時37分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） 5番、日本共産党の安田知己です。

今回は大きく3つの質問を通告しておりますので、通告順に質問をさせていただきます。

1、子ども医療費助成について。

急激な少子高齢化により社会環境が大きく変化する中、本町では子育て世代を積極的に支援し、保護者が安心して子育てができる環境づくりを整備してきました。そのことが人口増加にもつながり、町内外からは子育て支援の町として高い評価を受けております。今回の定例会で子供の医療費助成に関する条例の一部改正がありましたが、先進的な子育て支援を行ってきた利府町としては制度上の問題を感じます。そこで以下、町長の考えをお聞きします。

（1）子供の医療費助成は子供のいる家庭の医療費軽減を図る目的で保険診療の自己負担分を助成する制度であります。これまで小学校6年生までは無料でありましたが、10月からは500円の負担を求めるとしております。小学生を持つ保護者の医療費負担をどのように捉えているのか。

（2）近隣の市町村でも子供医療費助成を拡大する方向性を示していますが、小学生の保護者に500円の負担を示しているのは利府町と仙台市であります。県内22町村の中でなぜ利府町のみがワンコインの負担が必要と考えているのか。

（3）子育て支援が充実しているとして本町に転居してくる人もいます。その中で子ども医療費の無料というのは大きな転居理由であると感じます。今回の条例改正で転居者が少なくなるということはないのか。また、このことが本町の少子高齢化に影響を与えるのではないのか。

（4）子育て支援の町利府町であればワンコインの負担は段階的に廃止すべきであります。今後、ワンコイン負担についてどのように考えているのか。

大きな2番、高齢者支援について。

団塊の世代が全て75歳以上になる2025年、平成37年において今後ひとり暮らし、二人暮らし高齢世帯に対するニーズは多様化していくことが予想されます。これらのニーズに適切に対応していくためには、既存の介護サービス事業に加え、町の実情を踏まえた利府町独自のサービス事業が必要であります。そこで、以下町長の考えをお聞きします。

（1）地域の実情や要望に応えた高齢者支援が必要だと思うが、今後町はどのような支援を考えているのか。

（2）民間バス100円チケットサービス事業は、高齢者の買い物や通院の交通手段として好評だという利用者の声が多い。今後、高齢者の生活向上や健康保持にバスが果たす役割が大きいことから、財政状況を踏まえつつ利用対象者の年齢拡大やチケット配付枚数をふやすなどの検討をすべきだと思うがどうか。

（3）全国では独居高齢者の孤立や孤独死など高齢化社会が抱える大きな問題が起こっています。本町では、食の自立支援事業や緊急通報システムの設置、地域での見守りなどを行っているがどのような成果が上がっているのか。また、同居家族はいるが昼間や夜をひとりで暮らす高齢者がふえています。そのような昼間独居、夜間独居高齢者への支援も必要ではないか。

（4）昨年12月議会で敬老祝金の見直しが行われたが、多くの高齢者が望む支援は福祉事業の充実だと思うが、町の考えはどうか。

大きい3番、住宅用火災警報器について。

平成18年6月1日に改正消防法が施行され新築住宅の居室や階段上などに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。平成23年6月1日からは全ての住宅で住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、各市町村の火災予防条例に定められた場所に取りつける必要があります。そ

こで、以下町長の考えをお聞きします。

（１）本町の住宅用火災警報器の設置率はどうか。また、設置の推進をどのように進めるのか。

（２）一定の条件を満たす高齢者世帯や障害者の世帯には、住宅用火災警報器の助成を行ってはどうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

質問事項の１、子ども医療費助成について、２、高齢者支援について、３、住宅用火災警報器について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） ５番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第１点目の子ども医療費助成についてのお尋ねでございますが、（１）、（２）につきましては関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

今回のこの条例改正に当たりましては、本会議の場でも申し上げましたように、小学生の通院について医療機関ごとに月に１回だけ初回の診療時のみ500円を保護者に御負担をいただき、また入院についても月5,000円を限度として御負担をいただくことによって、中学生、高校生等になっても安心して医療が受けられる体制を築くことを目的としたものでございます。ワンコインの負担につきましては、制度を拡大するに当たりまして財源を確保するとともに、納税者の受益者負担による公平なサービスを小さな負担で長期的に実施することを考えたものでございます。なお、今安田議員から平成28年４月現在時点で小学生の保護者からワンコインを負担いただいているのは県内では仙台市だけというお話でございますが、名取市、富谷町、利府町、この４の市町となっておりますので御理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、（３）の条例改正による本町の少子高齢化の影響についてであります。今回の18歳の年度末までの年齢拡充と所得制限撤廃は、これまでも議会等からの要望のありました教育にかさむ中学生、高校生のある家庭の支援対策であります。子育て世帯に対して公平で長期的な経済支援になるものと考えております。また、その他さまざま子育て環境の充実についても、従来の施策とあわせて本町一丸となって町独自の施策を展開してPRに努めることによって子育て世帯の増と少子化対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、（４）の今後のワンコイン負担についてでございます。今回の改正内容については、小さな負担で長期間安心して医療が受けられる制度としております。議会審議の中でも御質問

いただきまして答弁させていただきましたが、今後については国、県の助成対象拡充等の動向を見ながら将来的に検討させていただきたく考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の高齢者支援についてでございますが、まず（1）の地域の実情や要望に応えた高齢者支援についてでございますが、さきに小淵議員にも御答弁申し上げましたように、2月に地区住民座談会を開催いたしまして町内会長を初め各団体の代表の方々から高齢者支援に関する地域での課題等を伺っております。皆様からいただいた意見を十分取り入れ、自宅や地域で生涯にわたって安心して暮らし続けることができるような高齢者支援体制の構築につながるように、平成29年の4月からの新総合事業の開始に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の民間100円チケットサービス事業の利用対象者の拡大等についてでございますが、この事業は高齢者の方々や障害者の方々の日常生活を支援し福祉の増進を図るとともに、バスの利用促進を目的に平成24年10月から試行期間を経て平成26年度から本格実施に至ったものでございます。この事業が本格開始をしてから2年目であり、まずは事業を継続していくことが重要であると考えておりますので、利用対象者の拡大等につきましては今後事業の実施効果を検証した上で、全体的な高齢者支援の中でその必要性を検討していきたいと考えております。

次に、（3）の食の自立支援事業や緊急通報システム事業についてであります。幸いにも大事に至りませんでした。平成26年度に緊急対応をしたケースが1件あり、食の自立支援事業の見守りや緊急通報システムによる連絡体制の確保などによって高齢の皆様が安全に安心して暮らすことのできる環境整備の一助をなしているものと考えております。また、先日郵便局、河北新報、セブンイレブン、ヨークベニマルとの間で高齢者の見守りに対する協定を締結いたしまして、あわせて職員についても町内で業務に当たる場合は高齢者に目を向けるなど地域全体で高齢者を見守る体制を確立して進めてまいります。

次に、日中独居や夜間独居高齢者の支援についてであります。これら高齢者支援につきましては高齢者福祉施策の対象となっていないところではあります。地域社会全体で高齢者支援に向けた検討すべき課題と考えております。これから整備する生活支援を中心とした新総合事業の中で、地域での見守り、声かけ活動を促進いたしまして安否確認や孤立防止などを支援できるような整備を進めてまいりたいと考えております。

（４）の福祉事業の充実についてでございますが、昨年の12月定例会において申し上げましたように、介護予防、日常生活支援総合事業など今後のさまざまな支援事業の実施と拡充を見据え、敬老祝金の見直しを行ったところであり、現在1カ所の地域包括支援センターを平成28年度中に2カ所に増設いたしまして、よりきめ細かい高齢者相談事業や介護予防事業が実施できる体制整備を進めていくこととしております。また、平成29年度の新総合事業への移行に向けて、生活支援コーディネーター1名を配置いたしまして地域の実情に応じたサービス体制づくりに向けて準備してまいりたいと考えております。さらに、食の自立支援事業でも配食サービスを週1回から2回にふやすことでの見守り体制の強化、あるいは認知症施策として認知症カフェの実施によりサービスの充実を図ることといたしております。

第3点目の住宅用火災警報器についてであります。まず（１）の本町の住宅の火災警報器の設置率についてであります。この設置率に関する調査については塩釜地区消防事務組合が標本調査を行っております。昨年の6月1日時点での設置率は、本町においては88%とのことでございます。ちなみに塩釜地区全体では80%、宮城県は90.9%、全国は81%となっているようでございます。設置の推進につきましては、各自主防災組織の防災訓練、あるいは防災講話の際には必ず設置の必要性をお話しております。また、広報りふに、消防署からという記事を定期的に掲載しており、昨年10月号からはページ上に住宅用火災警報器の設置、点検お願いします利府消防署と記載したバナーを毎回掲載いたしまして周知に努めているところでございます。なお、利府町婦人防火クラブ連合会においては、年間実施事業に、住宅用火災警報器設置促進並びに誤操作による乾電池の交換促進、これを掲げまして普及啓発に努めているところでございます。

（２）の高齢者や障害者世帯に対する設置の助成についてであります。住宅用火災警報器は、消防法に基づき設置が義務づけられているものであります。既に対応されている住宅との負担のバランスもあることから、現在のところ助成は考えておりませんので御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では、再質問いたします。

この子ども医療費助成を高校生まで拡大したこと、拡充したこと、そして所得制限をなくしたことについては、私たち日本共産党議員団これ大いに評価をしております。これ本当に町長

評価しているんですよ、これはね。ここをまず理解してください。まず、最初にお聞きしますが、この18歳まで拡大、所得制限を廃止したことで町の財政などにとってどのような効果があると考えてこれを改正したのか、まず教えてください。例えば、人口がふえるとか、プラスになると考えているところをまず教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

今回の改正によりましてどのような効果をとということでございますが、これまでもアンケートの調査結果などで中学生、高校生になっても安心して医療機関に通わせられる制度をとということで御要望をいただいております。議会のほうからもそのような御要望をいただいております。今回初回500円のみ改正にいたしましたことで町民の方が、お子さんが安心して医療機関に通える制度になったのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 答弁では、町として子供を持つ町民の安心ということで、こういったことを考えたということですが、今回高校生まで子供の医療費を拡大するかわりに、今まで無料だった小学生の保護者にワンコインの負担をさせるというような、こういった施策を考えたのは一体これ誰のアイデアなんでしょうか。そして、そうでなければどこか他の市町村、こういったことをやっているからそれをちょっと参考にしてやったのかどうか、そういったところをちょっとお聞きしたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

これまで議会等におきましても、18歳までの事業の延伸の要望を受けておりました。その中で財源確保の問題について答弁をさせていただいていたものと考えております。この件に関しましては、町内で何度か打ち合わせを実施いたしまして、18歳までの延伸、所得制限の撤廃、それからできるだけ保護者負担の少ない中での小学生から高校生までの同一した形での支援形態について検討を行った結果というふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 財源の確保とか、同一した負担ということだったと思うんですけれども、今まで利府町は子ども医療費の助成を段階的に拡大してきました。小学校3年生まで無料にしたのが平成21年でした。それから小学校卒業までが拡大したのが平成23年の10月、そして中学

校卒業まで、ワンコインの負担はありますけれどもこれを助成したのが25年の10月ということで、2年ごとにずっとこれを段階的に拡大してきているわけなんです。それでここに来て、利府町の子供の医療費助成、これが拡大するんだろうなと期待してきた小学生の保護者、この方々に500円求めるといのは、やっぱり子育て世帯の人たちの理解が果たして得られるのかとちょっと心配なところがあるんですが、町長それに対してはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

そもそもこの子ども医療費助成というのは、国や県の助成は学校に入る前まで、未就学児まででございます。小学生からは全部町の持ち出しでございます。この事業については、既に1億数千万円の税金をこの子ども医療に出しているということでもありますから、無料についてはそれは、無料、ただに越したことはないんですが、納税者の立場あるいは公平性から見て、果たして無料はどこまでいいのかということがまず根底にあります。そして、この18歳まで拡充した背景には御承知のとおり子育て世帯が高校生まで安心して子育てできる環境をつくるにはどうすればいいかという、いろいろ検討した結果こういうふうになったわけでありまして。ちなみに、今塩釜市は中3まで、多賀城市は小6まで、利府町は特別、松島もなりましたが、そしてしやすい環境、それから所得制限撤廃というふうにできるだけ多くの方々が子育て支援の補助にあずかるように拡大したということをまず御理解していただきたい。じゃあ何で500円負担だって、ただ知らない人が聞くと500円大変と見ますが、月1回です。月1回の保険証を提示するだけ。2回目からは無料なんです。例えば、歯医者に1回、これまでは中学生の場合1回500円で月4回の方は2,000円かかりました。これからは最初の1回で500円で、あとは全部無料。逆に中学生の場合は負担が本当に少なくなっております。それから、入院した場合も1日500円。例えば1カ月入院した場合、1万5,000円、五三、十五、1万5,000円ですが、それを上限5,000円でいいですよというふうには、前よりももっとも負担が少なくなっているんです。そのことを御理解いただかないと、中学生だけ500円、500円というとなかなか理解できない。その辺も全体的から見れば負担が減ったんですよということを、この政策についてアピールしていただきたいなと思うところであります。以上であります。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 財源的なものとか、公平性、そういったことを考えて今回行ったという。

あと中学校、高校生には非常にこれはいい制度が拡充したんだということだと思えるんですけれ

ども、子供の病気にかかる割合というのはやっぱり小学校の低学年の生徒にこれは多いと思うんです。やっぱり体の抵抗力というのも小学生の低学年は弱いですし、風邪や感染にかかりやすいという年齢だと思うんです。今、インフルエンザとかはやっていると思いますが、土村議員もこのインフルエンザにかかって非常に辛い思いを経験をして、本当に身を持ってそれを感じたと思うんですけれども、やっぱりインフルエンザなんかで学校を休むという子供はやっぱり小学校の低学年の子供が特に多いんですよ。ということは、今まで無料だった小学生のいる子育て世帯、そして小学生の兄弟が多い世帯ほど医療費の負担が500円のワンコインとはいえ、かかることになりまして、今そして小学校の子供たちでやっぱり低学年とかではアレルギーとかでいろいろ病院をかえたり、治らなくていろいろ病院をかえたりしている子供もいらっしやいますし、あと遠藤議員もこの辺指摘していたんですけれども歯の問題ありますね、虫歯の問題。すごく利府町は虫歯が多いという。そして前、私も一般質問で話をしましたけれども、宮城県の保険医協会というところで子供の虫歯、虫歯があった子供をどのくらい治療しているんだということを調べたら、ほとんど治療に行っていないというそういった資料も、情報もあったと思うんです。ですからそのワンコインにしたことによって、そういった虫歯の子供がますます歯医者に行かなくなるというそういうことも考えていかなきゃないと思うんです。そして、本町は3人目の子供の保育料とか幼稚園の費用とか、こういったものを無料にして安心して子供をたくさん産んで利府町で育ててくださいというような、こういった施策をとっておりますよね。ですから、今回行った施策、小学校のいる家庭にとってはやっぱりちょっと後退したんじゃないかなと受け取られるんじゃないのかなと思うんですけれども、町長どうですかその辺は。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の小学生の保護者の負担増について、大変御心配をいただいております。確かに負担増になりました。何回も申し上げますが、月1回だけ500円の最小限度の負担をいただくということでございますから、その辺も御理解いただきまして、その分18歳まで安心して医療を受けられますよとなれば、保護者の方もそっちのほうで安心ではないかという政策を進めましたので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、本当にインフルエンザで学級の閉鎖とか起こっていますから、やっぱりそのこと1つとっても小学生を持つ子供、特に小さい子供というのが医療費が重くかかる

んだということは1つ指摘しておいて、次はワンコインの必要性についてちょっと再質問いたします。

中学生まで子供医療費拡大したときに、何回か一般質問でこのワンコインを廃止したらどうでしょうかというような質問をしたことがあったと思うんですけども、答弁では薬代などが無料だと、そのことも考えて少しぐらいの風邪でも病院に行ってしまうということも考えられると。ですから受診の抑制ということも少し考えなければならぬんじゃないかということが、そういった答弁があったと思うんですけども、今回の小学生のワンコインもそういった受診の抑制というような意味合いもこれ含んでいるのでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

小学生のワンコインにつきましては、町長答弁のとおり受益者負担による公平なサービスを長期的に実施するためのものとして考えております。受診の抑制を目的としては考えておりません。むしろ、これまで受診の抑制がかかっていたかもしれない中学生、高校生への拡大を図ることで子供たちが安心して受診できる体制にしたいというふうに考えていますことを御理解お願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今の答弁では、受診の抑制ということはまず考えていないということは、それは本当に正しいことだと思います。ただ、前にこういった受診の抑制という話も出たので、その辺についてちょっとお話しておきたいのですが、この小学生の低学年というのはひとりで病院にやっぱり行かないんです。やっぱり親と一緒にいくということになりますし、やっぱり親が仕事をしていれば仕事を休んで病院に行くことになりますので、やっぱり薬代がただとかそういったことで病院に行くということはほとんどないんだということだけはひとつ訴えておきたいと思います。

次に、この利府町に転居者が少なくなるのではなからうかということの再質問をちょっと質問したいと思います。利府町の子育て支援は、町の未来を担う子供たちが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる環境を町の重要施策として頑張ってきたはずで、隣の塩釜市、ことしの4月から中学校の卒業まで医療費の拡大を示しております。隣のそして多賀城市も、これも中学校卒業まで拡大するという話がありまして、松島町は町長がおっしゃったように高校生卒業まで行うとしております。どこの町でもこういった医療費の助成を拡大してきている

んですが、これから子育てを考えている人、そして今子育てをしていてマイホーム購入を考えてどこかに住もうと考えている人はたくさんいると思うんですけども、子供の医療費が無料だから利府町を転居先と考えていた人たちが他の市町村にちょっと行ってしまいうんじゃないかなということも考えられるんです。これは条例改正のとき、吉田議員もちょっとおっしゃっていたんですが、第一選択肢としての利府町ではなくなって他の市町村を選択するというのも考えられるんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように近隣の市町村におきましても子供医療費の拡大は進んでいるような状況でございます。ことしの4月の時点で高校生までの助成を実施するとしているのが、県内35市町村のうち11市町村、所得制限の撤廃をするのが15市町村となっております。市町村によって制度の内容はさまざまでございますが、今回18歳までの延伸を図ったことと、所得制限の撤廃を行ったことにつきましては支援の拡大になるものとして考えております。また、これまで実施してきました多様な支援についての評価もいただいております。今回答弁のほうでも申し上げておりますように、町の子供たちが長期的に安心して医療を受けられる制度であることを御理解いただくこと、それからその他さまざまな支援につきましてもPRをすることによりまして利府町を選んでいただけるように考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、当局のほうを考えていること、最終的には安心して子供を育てられる環境が整ったんだよと、拡充したんだよということだと思っておりますけれども、やっぱり中の人間も、町内の人間もなかなかそれをわからないですし、町外の人間っていったらもっとわからないと思っております。それでこの前の2月26日の全員協議会で、利府町の人口ビジョン、人口の増加予測というのが示されたんですけども、子育て世帯が増加する予測と、人口は減るんですけども子育て世帯がふえるという、そういうことを予測しておりました。これはやっぱり子育て支援を充実している利府町だから子育ての世代が転移してくるんだよというような予測で判断したんだと思います。この子育て世代の人口の増加というのを考えますと、このワンコインの500円の負担というのは、今後その利府町の人口増加にやっぱり影響を与えてしまいうんじゃないのかなと思っております。例えば高校生までワンコインで医療費を助成をしたからということで、その高校生を持つ御両親が利府町に転居してくるという理由にはなかなかないと思

思うんですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） この子ども医療費の助成の問題についてお答えを申し上げます。確かに、先ほどから小学生ワンコインの問題が出ていますが、我々は子育て支援は全体トータルの政策で進めないと、医療費だけで果たして利府町に魅力を感じて移住してくるかということになりますと、トータルで考えないとなかなか若い世代が移住できないという観点から、医療費この拡充を図りながら、そしてそのいろんなトータルの考えなければならないというふうに思っております。そういった意味でこれからもさらにこれまで以上に魅力ある子育て事業を進めて、若年層の利府町の移住を促進していきたいと思っておりますから御理解をお願いしたいというところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ちょっと聞き方変えますけれども、今まで医療費が無料だった小学校の保護者、10月からワンコインの負担というのは出てくるようになります。今まで無料だったので、医療費かからないと思って通院する方いらっしゃると思うんですけれども、具体的にどのようにしてこれ周知するのか、まず1つそれをお聞きします。

もう1つは、このワンコイン500円の仕組みですが、今まで中学生のワンコインの負担のように私も1回1回500円を支払っていくのかなと思いましたが、中身を見てみるとその月、同じ医療機関にかかるのであれば500円で、その500円の負担だけで済むという。中学生や高校生の保護者にとっては助かるんだなという、そこで初めて理解ができたんです。ですから、やっぱりこれは保護者が理解してもらえるようなこともPRもしなきゃいけないですし、逆に町内の方にもこれ理解してもらえるような努力が必要だと思うんですが、どのように通して町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

制度の周知方法についての御質問だと思います。制度の周知につきましては、広報紙、ホームページへの掲載による周知を予定しております。また、対象者の御家庭につきましては、お知らせや必要に応じ登録申請書を送付することを検討しております。また、医療機関等につきましても医師会等を通じて広報周知をし、皆さんが制度について御理解をいただけるようQ&Aなども作成した上で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 周知のほうはしっかりPRして、保護者が医療機関に行ったときに混乱しないようにぜひしてもらいたと思います。

次に、今後のワンコイン負担についてお聞きします。今回の子ども医療費の拡大は、他の市町村と比較すると小学生ワンコインという面では少しおくれるというそういうことになると思われます。それで、今回高校生の分まで医療費を拡大しましたが、その医療費分が予想よりかからなかった、そういうときあると思うんです。高校生になるとやっぱりけがとかはあると思いますが、小学校の子どもたちよりは体も丈夫になりますし、医療費というのはそんなにかかってこないんじゃないかなと私は予測をしているんですけれども、この高校生までの医療費、予想よりかからなかった場合は速やかに小学生のワンコイン、こういったものをなくすような努力が必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

高校生の助成額につきましては、今後の状況を確認してまいりたいというふうに考えております。また、町長答弁にもありましたように国や県の子ども医療費に対する考え方、助成の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やってみなきゃわからないということなので、ぜひやってみたときに本当に高校生の分が予想よりかからなかったら速やかにこれは検討してもらいたと思います。

次に、子供の貧困という大きな問題があります。今後の景気を考えると見通しはますます暗くなると思いますか、児童生徒を抱える家庭の経済状況というのは厳しくなるということは間違いないと思います。高校生までの医療費を拡大するに当たって、小中学生の学校徴収金の助成というのが廃止ということが示されました。保護者の教育にかかる経済的負担ということを軽減するためにこの学校徴収金というのはあると思うんですけれども、教育委員会ではまずどのようにまず感じているのでしょうか。教育委員会では、もう少し頑張ってこの学校徴収金は大切な支援だということを訴えて、なくさないようにできなかったのか、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 安田君、徴収金は質問事項にありましたか。

○5番（安田知己君） だめ。もし答えられるのであれば、ちょっとどうですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、医療費助成も学校徴収金事業につきましても大変ありがたい事業と思っております。これまでお一人当たり5,000円の学校徴収金事業を行ってまいりましたが、この徴収金支援事業につきましては保護者の負担軽減のための事業であるというふうなことでしたが、今後はその分を医療費助成のほうへ切りかえて、小学校、中学校、高校まで安心して医療を受けられるというふうなことの施策でございます。支援方法につきましては、変わってくるかと思いますが継続して子育て世帯への支援事業であると理解しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田君、通告外。

○5番（安田知己君） 通告外ということで、申しわけありませんでした。

○議長（櫻井正人君） 視点を変えて質問するように。

○5番（安田知己君） 小幡課長に権限でどうにかできるというふうな話とも思わないですけれども、ただ教育委員会にも今以上にちょっと、今も頑張っていますが今以上にもっと頑張ってもらいたいと思ってちょっとこの質問をしてみました。

今、問題になっている貧困の家庭、日本で今子供の6人に1人が貧困のもとで暮らしていると言われております。そして見た目ではわからないんですけれども、やっぱり助けを必要としている家庭というのは、やっぱり利府町にもそういった家庭は確実に存在するというところはここで指摘しておきます。学校徴収金の廃止ということ、通告外になっちゃうんですけれども、貧困家庭で新たな負担というのは医療費の面でもふえると思うんです。ですから、やっぱりその小学校の低学年とか、例えば障害者がいるとかそういうような家庭にやっぱり新たな支援というの何か考えていかないと、今回のワンコインという負担がふえることによってそういった負担がふえることを考えると、何か新たな支援というものを考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺町長何か考えていることがあれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 学校校納金の負担の問題のお尋ねでございますが、ことしの10月からこれまでの学校校納金については見直しを行って、その財源を18歳までの高校医療に回したという。もう1つは、学童保育、教育予算でありますことしの4月から4年生、来年は5年生、さらには6年生というふうに段階的に学童保育がどんどん収容する児童生徒がふえて、物理的に場所がない状態であります。そういった意味で今こういった学童保育の問題の大変予算が必

要だと、教育予算がです。そういったことから、トータル的に皆さん方が安心して子供を預けるそういった学童保育の本分、そういったことから教育予算の中で減らさないように見直しを行ったということでございますから、トータル的に見れば保護者の皆さんが安心して子育てできる環境を、マイナスにならないと、そういうふうにご考えておりますから御理解をお願いしたいと思います。なお、ことしの10月まではこれまでどおり負担は半分、2,500円になりますが負担は続きます。10月以降について見直しをするということでございますから御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 最後にちょっと町長にお聞きしますけれども、子供の医療費助成というものは子育て世帯の経済的負担の軽減を図って医療にかかる機会を確保するということで、非常に大切なものだと思って実施されていると思うんです。であれば、やっぱり所得の少ない家庭とかひとり親世帯、そして障害者を持つ家庭とかそういったものに対しては、この500円の負担をなくすことというのはできないのでしょうか。それをちょっと最後に聞きたいんですけども。ワンコインの医療費負担です。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 質問を予定しておりませんが、今安田議員からありましたように、ひとり親世帯、障害者を持つ家庭、所得の少ない家庭の負担減についての御質問であります。このひとり親世帯については母子・父子家庭医療費助成、それから障害のあるお子さんについては障害者医療費助成の対象となるわけであります。それから所得の少ない家庭の助成につきましては、準要保護世帯におきましては医療券の発券がございますことから、今のところそれ以外については考えておらないということをお理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 準要世帯というのがありましたけれども、そのはざまにいる家庭です、そういったことも本当に考えていてもらいたいと思います。この子供の医療費助成ですけども、町は一步一步努力しているのはこれは認めますし評価もしています。子ども医療費の条例改正のときの質疑で、副町長ですね、宮城県の子ども医療費助成が大阪とともに下から5番目だったとおっしゃったんですけども、これは宮城県を気遣って5番目って言ったんだと思うんです。本当は宮城県は子供の医療費、大阪と並んでワースト1なんです。ですから、やっぱり県に、今村井知事ですけども、村井知事にぜひ頑張ってもらって宮城県の子ども医療費

助成を拡大していく、そして早くこのワンコイン、小学生のワンコインの負担をなくしていただろうように町の今後を期待したいと思います。

次に、高齢者支援について再質問します。

地域の要望に応えるということで、地区住民座談会でいろいろ意見を取り入れて今考えている状態だと思いますけれども、例えば地域でいろいろ何か必要なもの、高齢者支援として何か本当に必要なものあるのなんて聞くと、やっぱり高齢の方が集まれる場所というんでしょうか、集会所とかそういった意見もあるんですけども、集会所は高齢者が集まるための場所じゃないんで、いろんなところがグループの活動をしているんで使えるわけではないんで、やっぱり集まれる場所というのを何かないのかという話があるんです。特に寒い季節とか屋内で集まりたいという声があるんですけども、そういった声が私の周りでは結構あるんですけども、それ以上に何か町でつかんでいることがあれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

地域の高齢者の方が集まれる場所が欲しいといった意見につきましては、地区座談会でも御意見のほうとしていただいているところです。我々といたしましても、今これから進めようとしております地域における生活支援事業を構築していく中では高齢者の方が集まれる場所、そういった場所の確保が必要だというふうには考えておりますので、高齢者の方が身近なところで集まれる場所、そういったところの場所につきましては、やはり地域内での確保ができないかそういったものを町内会の方々と一緒に検討していくべき課題であるのではないかとということ考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひそういった集まれる場所がほしいという声が特に大きく聞こえてきているので、検討してもらいたいと思います。

次に、町民バスについてお聞きします。

今回この広報りふに、2ページに町民バス100円チケット事業のお知らせが載っていたんで、非常に地域の高齢者からは利用したいとか興味を持って見ていただいたんだと思うんですけども、一部で、一部の高齢者しか利用していないという指摘がありますが、やっぱり今後利用者をふやすためには利用できる人の拡大というのも考えていかなきゃならないと思うんです。26年のとき、これ土村議員がもっと拡大したらっていう質問をしたときには、やっぱり本格的

に今年度実施したので、今後しばらくちょっと様子を見定めながら考えていくというような答弁だったと思うんですけども、2年たっていますのでやっぱり利用該当者の拡大ということもそろそろ検討していかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 5番 安田議員の質問にお答えします。

年齢拡大につきましては、町長答弁したとおりでございますけれども、まず本格実施してから2年目ということで、まずはこの事業を継続するという時期なのかなと考えております。また、県内の自治体の多くは高齢者の方々の移動手段、この辺の対象年齢を70歳以上としているのが大半でございます。こういったことがあります。ということで、まず本町としましてはこの現在の対象者70歳以上についてさらなる周知等を図りまして、申請者数、利用者数、この辺の増加を図ってその事業効果を高めていきたいと考えております。この事業効果を検証した上で、議員質問のその年齢拡大につきましては全体的な高齢者支援の中でその必要性を検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 年齢拡大ですが、いきなりこれ65歳まで拡大しろとかそういう話をしていくわけではないんで、せめて68歳とかやっぱり段階的に拡大していくことが必要だと、そういうことをまず提案しておきます。

次に、チケットの配付枚数ですが1カ月分として10枚、1回の申請で最大12カ月分ということですが、利用者からは1週間に通院したり買い物に使ったりすると、やっぱり往復使いますからとってもこの枚数では足りないという、そういう話が出てきているんです。やっぱり高齢者にはバスを使って積極的に活動してもらいたいですし、それがやっぱり健康の増進にもつながるんだなと私は感じるんですけども、1カ月10枚のチケットというのは足りないというような意見があるのを多分把握していると思うんですけども、なぜふやせないんでしょうか。やっぱりふやす努力というのも必要だと思うんですけども、それについてどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

これにつきましてはですね、使う人、使わない人まちまちなんですが、本当に10枚で足りない方もございます。ただ利用枚数の現状を申し上げますと、月当たりのその利用枚数、平均で

は4枚程度ということになっております。といったことから、まずはこの利用を上げていただくということが先ではないかと考えております。こういったことで、この平均枚数が7枚、8枚と上がってくること、こういったこと等の検証があればこの辺の事業効果検証した上で先ほどと同じように全体的な高齢者支援の中でその必要性を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） いろいろ考えているんでしょうけれども、高齢者の支援ということで全体としてやっぱり考えると、まず一番の最初の質問でありましたから、財政状況をやっぱり考えながらこの利用該当者の年齢拡大とかチケットの配付枚数をふやすこと、ぜひこれ前向きに考えてもらいたいと思います。

次に、独居高齢者の見守りとか支援について質問いたします。

介護保険の生活支援のサービスですが、それに掃除とか買い物というような生活の援助サービスというのがあると思うんですけども、これは同居している家族がいると家族がやれるからということで、自治体によっては受けにくくなるということもあるんですけども、そういう話もあるんですが利府町としては今どういう状態でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

同居家族がいる場合の生活援助サービスの利用についての御質問でございますが、同居家族がいた場合でありましてその御家族に何らかの理由があって介護ができない、そういった場合も想定されるかと思えます。そういった場合につきましては、適正なケアプランに基づいて家族の状況を確認した上で御利用をいただいているというようなケースになっているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。今のところちゃんとそういったことはないという、他の市町村でやっぱり同居を理由にこういった生活援助サービス使いつらくなるというそういった事例が結構出てきているので、利府町ではその辺どうなっているのかなと思ってちょっと聞いてみました。

次に、昼間独居、日中独居って言うんですか、日中独居や夜間独居、そういった方の支援も対象、そういった独居の対象にはなっていないけれども新総合事業の中でこういった人たちの

支援、そういったものも整備を進めているというような答弁最初あったと思うんですけども、この日中独居とか夜間独居の高齢者、これどうやってまず把握するのか、その辺どう考えているのかちょっとお聞かせ願いますか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

日中独居、夜間独居、高齢者の把握という御質問でございますが、今のところこちらのほうで把握をしておりますのは本当にあくまでも高齢者のおひとり、あるいはお二人暮らしの把握にとどまっている状況でございます。先ほどの答弁にもございましたように、これから構築していく生活支援事業の中での見守り、そういったものについても地域の中でできるような体制をこれから構築してまいりたいというふうに考えておりますので、その中で日中独居、あるいは夜間独居の高齢者、そういった方々の把握の方法についてもあわせて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひそういった見守りの強化というのが必要だと思うんです。今年の夏、やっぱりすごく夏の暑さが厳しくて熱中症で高齢者が病院に搬送されるというような事例、全国で数多く起こっていました。私の近所の方もちょっと一日目を話したといいますか、声がけを怠ったら熱中症になってしまってすぐ病院に搬送されたというような、本当にちょっと目を離しただけでもそういったことが起こるんだなという私の身の回りでもそういうことが起こりました。ですので、やっぱり夏の間、この独居高齢者、あとは昼間独居とか日中独居とかそういった方々の見守りの強化が必要だと思うんですけども、その辺についてできるかできないかちょっとお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

例年以上の猛暑が続いて、やはり夏場は熱中症になられる方が多いということは承知しております。町のほうといたしましても、そういった方々だけではないんですけども、ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者訪問の際には、やはり熱中症対策ということで水分を多く取っていただくようにするとか、そういった注意喚起のチラシのほうを配らせていただいて見守りのほうをさせていただいているところでございます。すぐにじゃあことしの夏から見守りが強化できるかという、整備体制だったり人的なものがありますので、すぐに実施することは難しい

かとは思いますが、老人クラブ等でも高齢者の見守り活動をこしから始めております。そういったところに声がけをし、御協力をいただきながらできる限り見守りの体制が図られるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） そうですね、まずすぐに見守りの体制を整えるといっても、なかなかこれでは難しいとは思いますが、まずは注意喚起を行って、そして見守り体制の一日も早い体制づくりというのも努力していってほしいと思います。

次に、多くの高齢者が望む支援ということをちょっと質問したいと思います。昨年の12月の定例会で敬老祝金の改正がありまして、居住年数とか祝い金の金額が見直されましたが、この質疑の中で木村議員ちょっと聞いていたと思うんですけども、実際のこの敬老祝金をいただいた本人が有効に使っているのかというようなことをちょっと聞いたと思ったんです。必ずしも私もそうじゃないんじゃないかなと感じます。敬老祝金をいただいた方にちょっと聞いてみたんですけども、何に使ったのか、自分のために使ったのなんて聞くと、やっぱり家族とか親戚にちょっと当てにされたとか、あとはそれはちょっと例として正しくないかもしれませんが、やっぱり自分のためには使えなかったと。そして、特養ホームに入居されている方もやっぱりもらっていたんですけども、実際に自分の意志でこの敬老祝金を使ったということはやっぱり不可能なんじゃないかなというような感じの方もいらっしゃいました。それで今まで高齢者を介護などで支えてきた家族の方がこの敬老祝金を使うのは、それはそれとしていいことだと思いますし、ここではそのことは細かく言いませんけれども、やっぱり多くの高齢者が望むというのは年数や金額的なものではなくて、利府町に住んでいれば普通に受けられる福祉の充実だと私は感じているんです。今の一番最初の質問で子ども・子育てに対して医療費助成、利府町は行っていますけれども、今は高齢者というのもやっぱり医療費かかってくるんです。ですから後期高齢者、そういった方の自己負担減というのも何か町として助成、一部でもいいから助成ということも考えていかないと、子供ばかり助成して何で高齢者かという話にもなると思うんですけども、それについていかがでしょうか。これはちょっと政策的な話なんで、町長にちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

ですから私は無料はだめだって言うんです。子育て世帯だけ無料にしちゃうと高齢者のほう

の予算が回らなくなりますよと。ですから公正図るために若年層にも最小限の負担をしていただきたい、そして高齢者の生きがいくりに少し予算を回すということでございますから、予算の使い方私たちは全ての町民が恩恵を預かるような施策で考えておりますから戻りますが子育て支援についてはワンコインだけは負担してほしい、そしてその分を高齢者の皆さんにも平等に、公平に税金を使いたいということでの、話し戻りますがね、そういった意味でのワンコインの負担ということを御理解を願います。そしてこれから高齢化が進みます。私たちは何で敬老祝金を差し上げるか、若い時代大変苦勞されました、今の高齢者本当に戦争を体験して食べ物もない、そして子育てに大変な苦勞をされて今の日本の繁栄がある、利府町の繁栄がある。そういう感謝の気持ちも込めて敬老祝金をお渡ししている。しかも88歳、95歳、100歳、私は1軒1軒お邪魔して、どうぞこれからも元気に長生きしてください、そういう意味で敬老祝金をお渡ししているということでございます。ただ、使い道については、何に使うかについてはそれぞれの御家庭の問題ですから、私が嫁にやれとか、何に使えというのは一切言いませんが、ただ寝たきりとかそういう方に言うてくるのは、「お母さん、お嫁さんがいいからお世話になっているから長生きできるんだよね、お嫁さんにもちょっぴりね」という話は、それは指示ではございませんが私も言っていますが、敬老祝金の使い道についてはその御家庭にお任せして何に使おうと、すき焼き食べようと、何にしようと、嫁にやろうと、孫にやろうと、その辺については町では介入できないものと思っていますから、ただ喜んでもらえればそれに越したことはないのではないかと思いますから御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ワンコインに戻っちゃうと最初の振り出しになる、もう4分しかないのでやめますけれども、今お話したのは、敬老祝金もいいですけども高齢者に対する医療費の助成等にもまず考えたらどうなんだろうという、最後にちょっとその質問があったんです。ぜひそれに対して、財政的に絶対難しいことは私も理解しているんですけども、そうすれば何年利府に住んでいたとか、金額的にどうだとかって話にならないので、敬老祝金のその辺の話は置いておいてそういった高齢者の支援というのもまず考えてみたらどうでしょうかと、これからの利府町について必要なんじゃないでしょうかという話をしていたので、ちょっとその辺についてお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） お答えします。

町の行政はやっぱり住民の皆さんに、暮らしやすい生活をするために助成するのは当然であります。ただ御承知のとおり、限られた財源の中でやっぱり平等にどうやって助成するかということでございますから、そういった意味で子育てには手厚く保護した、そのかわり公平に手厚く保護しなければならない、そのようなことについては十分承知をしております。しかし、いかにどこからこの財源を持ってくるかという行きつくわけでございますから、財源の許す範囲で本当に高齢者の皆さん暮らしやすい安心して暮らせるまちづくりをするには、これは私たちの使命だと思っていますから、できるだけ財源の許す限りでそういう施策も進めなければならないと思っていますから御理解をお願いしたいと思っています。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やっぱり子供だけじゃなくて、高齢者もやっぱりこの利府町で住んでよかったというような施策をこれから考えていってもらいたいと思います。

あと4分ですので、最後また村田課長をお願いしたいと思います。

住宅の火災報知器です。これ88%の設置率ということで非常に利府町は高くなっていると思うんですけども、この火災報知機の設置が法的に義務づけられてから5年になりますが、現在町内の火災時においてこの報知器の活用で防災にとってどのように役に立ったのか、そういった事例、例えば町や消防組合でどのようにこれ役に立っているというような、そういったことを把握しているのであればそのところを教えてください。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

住宅用火災警報器の活動が防災上どのように役立っていたのかというお尋ねでございます。こちらにつきましては、昨年の事例になりますけれども、平成27年におきまして町内におきましては建物火災が2件発生しております。これらの火災につきましては、住宅用火災警報器の作動によりましていずれも初期の時点で発見されており、初期消火の成功に至っているという事例が報告されております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今の答弁では、やっぱりこの住宅用火災警報器の必要性というのが平成27年ですか、2件あって初期に消化できたということで、非常にこの火災報知器の必要性は大きいんだということがわかりました。全国で発生している住宅火災で亡くなった人のうち、高齢者が約7割占めているという情報があるんです。やっぱりこういった情報を見ますと、住宅

の火災において亡くなる方をなるべく少なくする対策としましては、この住宅火災警報器の復旧と推進、そういったことをやっぱり一番考えていかなきゃならないと思うんですが、ひとり暮らしの高齢者とか障害者がいる家庭とかに対して、こういった住宅火災報知器の助成、そういったことを行ってなるべく初期に消化できるような仕組みをつくっていくことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

高齢者の方々への助成というお尋ねでございます。こちらにつきましては、住宅用火災警報器につきましては発生いたしました煙であったり熱を感知しまして、初期の時点で火災を発見し火災による被害を最小限に食いとめることにつながるなどから住宅への設置が義務づけられ、町でも設置普及に取り組み、設置されている世帯の割合は先ほど町長から申し上げましたとおり、昨年6月で88%となっております。こうしたことから既に対応しておられる住宅等の負担の兼ね合いもありますので、今のところそういった支援につきましては考えておりませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 支援というのはお金がかかることで難しいんだということは理解しますが、この火災報知器というのは機種にもよりますが10年ぐらを目安に電池交換とかそういったことを推奨しているんですが、やっぱり定期的な電池交換、設置している家庭にですけれども、定期的な電池交換とか、あとは定期的な動作確認こういったことをしていかなないと、いざ火災があったときに動かないとかってことがあったら困るので、やっぱりそういったことを積極的に町民の皆さんに周知していかなければならないと思うんですが、その辺に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

定期的な作動確認等の周知についてでございます。住宅火災警報器に関する周知につきましては、先ほど来から町長が申し上げておりますとおり消防署からの記載を昨年10月から行っております。これまでは定期的な点検、電池切れや機器交換時期などについて掲載を行ってきているほか、バナーにより周知に努めてきたところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やっぱりこの火災警報器の効果というのは非常にありますし、これも動かなければ全然役に立たないということなんで、しっかりとその周知のほうをしていてもらいたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で5番 安田知己君の一般質問を終わります。

次に、6番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔6番 木村範雄君 登壇〕

○6番（木村範雄君） 6番 日本共産党木村範雄です。3月分の一般質問の前半戦が終わり、私から後半戦に入ります。前半戦の答弁を踏まえて町政の課題をただしていきますので、町長の答弁を求めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、一般質問通告に基づき一般質問を行います。通告書では、1、子育て支援のさらなる充実を。2、住環境の快適性・利便性の向上を。3、町民の健康を守るために。の3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思います。

利府町人口ビジョン（案）やまち・ひと・しごと創生総合戦略（案）でも述べられているように、利府町の課題は地区ごとの急激な高齢化や年少人口の減少化にどう取り組んでいくかが求められています。基本は職住近接による流出人口の防止と総合戦略（案）でも述べている交流人口の増加対策も1つの試みではありますが、基本は定住者をふやす取り組みが必要であり、そのためにも子育て支援のさらなる充実、お年寄りが住み続けたいまちづくり、住環境の快適性や利便性の向上についての取り組みが必要でありますので、今回子育て分野で解決すべき点について取り上げさせていただきます。

1点目は、子育て支援のさらなる充実を、であります。

本町の地域特性の分析（考察）で回避すべき危機、逆風となる要素で、市町村間の移住・流出競争の激化と利便性の高い仙台市への回帰増大が懸念されると述べています。それらに対抗するためにも子育て世帯への支援策の拡充は後退することなく、前進し続けなければならないと考えています。以前は子ども医療費助成事業や学校徴収金支援事業では、近隣時勢を引っ張ってきましたが、現在では追いつき追い抜かれているのが現状であります。そこで次の点について、町長の考えを問います。

1、子ども医療費助成事業の変更及び学校徴収金支援事業の廃止に伴い、子育て世帯の負担軽減をどう図っていくのでしょうか。

2、児童クラブの運営は今後6年生まで拡大するとともに、希望する児童全てを受け入れて

いかなければなりません。また、特別支援学級の子供も含めて対応するためにはどのようなことを進めていくのでしょうか。

3、奨学金は借金という認識が学生間に広まっています。町は教育資金利子補給事業を行っていますが利用度は低いものとなっています。予算を確保しての給付制奨学金制度の検討が必要ではないでしょうか。

大きな2点目は、住環境の快適性・利便性の向上を、であります。

住み続けたいまちづくりをするためには、子育て支援とお年寄りにも暮らしやすいまちづくりは必須の課題であります。特に、通勤や通学、町内移動するときの利便性の拡充等、お年寄りの住みやすい居住環境の整備は急いで進めなければならない課題であります。そこで次の点について、町長の考えを問います。

1、利府駅乗車客数が1日当たり3,000人を目標にしていますが、増便数は何便になるのでしょうか。

2、町民バス利用者数を年間8万3,000人に設定していますが、便数及び乗り継ぎの回転等はどうに考えているのでしょうか。

3、総合戦略（案）では、多様な住宅供給の推進と言っていますが、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりとしてサービス付高齢者向け住宅の整備をどのように考えているのでしょうか。

3点目は、町民の健康を守るために、であります。

国民健康保険は利府町内の年金生活者と社会保険や厚生年金の整備されていないパート労働者など非正規労働者で6割を超えていると言われていています。収入に応じた負担にすべきであります。町の計算例によれば年収の1割を超える額を納めなければなりません。町民の健康と生活を守ることは利府町の責務であります。そこで次の点について、町長の考えを問います。

1、国民健康保険税の算定方法で資産割の廃止と均等割で18歳以下の子供の減額をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2、被災者医療助成制度が3月末で終了するとのことですが、東日本大震災で財産をなくした中で災害公営住宅に住むところを確保できたものの、人づき合いも含めて大変な苦勞を強いられています。その中で被災者の自己負担が発生するということは、医療機関の受診抑制につながり健康状態の悪化を懸念する声も出ております。近隣自治体も継続の方針であり、本町も継続すべきではないでしょうか。

以上、大きく3点について質問をします。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。質問事項の1、子育て支援のさらなる充実をの（1）、（2）は町長、（3）は教育長、2、住環境の快適性・利便性の向上をは町長、3、町民の健康を守るためには町長、初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 6番 木村範雄議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目の子育て支援のさらなる充実についてであります。

まず（1）の子育て世帯の負担軽減をどう図っていくのかについてでございますが、子供医療費助成については議案審議の中でも御説明申し上げましたように、小学生の御家庭からワンコインの負担をいただきますが、中学生、高校生になって同じ助成を受けることができ、所得制限を撤廃することにより保護者の所得にかかわらず等しく医療の助成が受けられる。町の子供たちが公平に安心して医療が受けられる体制を整備したものでございます。また、子育て世帯の負担軽減対策といたしましては、これまでもさまざまな町独自の施策を展開してきたところでありますが、特に第3子以降の保育料を免除し、または助成する健やかな子育て支援事業の実施や、小中学生の新1年生全員に運動着を無償で支給する小中学校入学支援事業などについては継続いたして事業を進めるなど今後も時代に合った町独自の子育て支援策を展開して子育て世帯の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

（2）の児童クラブの運営についてであります。就労等により下校時保護者のいない家庭で集団保育が可能な小学生に対しまして生活指導等を行っているところであります。対象児童につきましては、今年度から子ども・子育て支援新制度の本格施行にあわせまして対象学年を段階的に引き上げ、平成28年度は小学5年生まで、平成29年度には小学6年生まで受け入れることといたしております。また、共稼ぎの家庭の増加によって児童クラブの利用希望が年々増加していることから、これらの児童を受け入れるため児童クラブの建設、あるいは学校施設の借用によって保育スペースの確保に努めているところであります。なお、特別支援学級の児童や配慮が必要な児童につきましては、新制度の施行前から既に町独自の施策として小学6年生までの児童の受け入れを実施しており、これまでどおり児童が楽しく安全に過ごせる放課後の居場所としての対応をしていきたいと考えております。

次に、第2点目の住環境の快適性・利便性の向上についてお答え申し上げます。

まず（1）の増便数についてであります。この3,000人との目標につきましては増便のみを捉えているのではなく、今後の人口推計の現在のJR便数を基本にしてミヤコーバスや町民バス

の乗り継ぎの改善等を行いながら利府駅の利用促進を図ることを目標に設定した数字でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、（２）の町民バスの便数及び乗り継ぎの改善等についてであります。便数の改善策といたしましては町民バスの路線再編に当たり、効率のよい路線を選定することによって路線短縮を図り便数をふやせないか検討しているところであります。また、乗り継ぎについても利府駅や役場を中心とした施設での相互線の乗り入れ、乗り継ぎや高齢者の方々の利便性を図るために病院や保健福祉センターなどの施設については、一日数便を各路線において乗り継ぎをしないで乗り入れできないかなど、さまざまな視点から検討を行いまして利用者の拡大につなげていきたいと考えております。

（３）のサービス付高齢者向け住宅の整備についてであります。この住宅整備事業は国が行っている事業でございます。高齢化が急速に進む中で高齢者の単身、夫婦のみの世帯や要介護者の増加に対応して医療法人等の事業者がバリアフリーや入居者のサービスや入居契約に関する基準を満たした賃貸者住宅等を整備することで、高齢者の方々が安心して生活することのできる住まいの安定確保を目的としているものでございます。県では高齢者居住安定確保計画を策定いたしまして、国によるサービス付の高齢者向け住宅整備事業の周知と活用を行うこととしております。県内では平成27年11月現在、107の施設が登録しておりますが、本町の登録事業者はございません。このようなことから、町に対しましてサービス付高齢者向け住宅への理解と意欲を持つ民間事業者からの申し出があった場合は、税制の優遇制度や住宅の整備費用の助成される国の交付金等の活用を誘導するなど側面から支援していきたいと考えております。

次に、第3点目の町民の健康を守るためについてのお尋ねであります。まず1の資産割の廃止と均等割で18歳以下の子供の減額についてであります。昨年の6月定例会の一般質問におきまして木村議員に御答弁申し上げましたとおり、資産割を廃止した場合、その不足分を所得割等で補う必要が生じます。資産割の廃止によって恩恵を受ける方がいる一方で、所得割の増額によって負担が増加する方も発生するため、慎重に検討する必要があると考えております。また、均等割の算定方法につきましては国民健康保険法施行令において均等割の総額を被保険数で案分とこういうふうに規定されておりますので御理解をお願いしたいと思います。なお、平成27年に国民健康保険法が改正されまして、平成30年度に保険者が市町村から都道府県に変更になることが決定しております。それにあわせて保険税の算定方法の見直し等が実施されることになっております。

次に、（2）の被災者医療助成制度についてでございますが、この助成制度は国の全額助成のもと平成23年度、平成24年度において実施いたしまして、平成25年度は国の補助の収入にあわせて本町においても一部負担免除を終了いたしました。国からの財政支援が再開されることにおきまして対象要件の一部見直し、平成26年度そして平成27年度において再度実施したところであります。しかしこれまで財源といたしました震災に係る国からの調整交付金の拡大分が終了したこと、また原則として75歳以上の医療保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合においても今年度限りで一部負担の免除を終了することも決定しております。医療保険者間での対応が異なることのないように配慮することも必要であること、さらに議員御承知のとおり国民健康保険特別会計においては制度の構造上、自主財源が乏しいことから国からの補助が見込めない中での一部負担金の免除の継続は難しいものと考えております。今後、国や県からの財政支援が見込まれることになった場合には、一部負担金免除を再開することについての検討も必要なことは考えておりますが、現時点で一部負担の免除を継続することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 6番 木村範雄議員の第1点目の子育て支援のさらなる充実についてお答えを申し上げます。

（3）の奨学金制度の検討についてでございますが、町といたしましての学生への就学支援の取り組みとしましては、議員御承知のとおり平成24年度から勤労者生活安定資金融資制度による教育資金の貸し付けを受けた方に対しまして、利子補給を行っているところでございます。御質問の給付制の奨学金制度の検討につきましては、現在の厳しい財政状況を踏まえすと難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ここで昼食のため休憩をします。

再開は13時といたします。

午前11時57分 休憩

午前12時56分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、子育て支援のさらなる充実を、についてです。安田議員が子供医療費に関して質疑を行っていますので、重複しないようにただしていきたいと思います。基本的には消費税の5%から8%に引き上げ、そして来年4月から10%に引き上げが言われている中で、全体的に料金の値上げが言われております。まだまだ現行序列制の賃金体系は、非正規労働者への社会保険や厚生年金が整備されていない中での雇用形態は、賃金の上昇も見込まれない中での子育て世帯への行政サービスの改悪が盛り込まれています。今回の子ども医療費助成制度の改正では、18歳までの拡大と所得制限の撤廃はこれまで私も含めて共産党議員団が指摘し要望してきたものでありますので、この点については大きく評価したいと思います。しかし、小学生への初回時500円の導入と学校徴収金の助成制度の廃止は、直接子育て世帯への負担を新たに求めるものであります。子育て世帯の経済的負担の軽減を打ち出す利府町としては、耳を疑うかのような制度変更であります。平成28年度は10月実施により、年間を通しては半年分の事業実施となりますが、子育て支援と新たな負担でどのくらいの世帯が負担増となるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 木村議員にお答えいたします。

子ども医療費で考えた場合には、小学生児童2,200人程度が属する世帯というふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、子育て世代の小学生の世帯ということで2,200人の世帯が影響をこうむるという。小学生は1,000万円の医療費負担というのはこの前資料で提出されました。学校徴収金で930万円の負担増、小学生1人当たり4,000円。町負担は2万1,000円を負担しているんで、親の負担よりも町が当然行政サービスしているということは認めていきたいと思います。それで学校徴収金では2,500円が今回新たな負担になる。計1人に対し9,500円。町負担は2万3,500円しているよと多分言うかもしれませんが、個人的には1人9,500円の負担の増になるんだということです。中学生は現行よりも負担軽減が図られています。これは今までも説明がありました。私も確認しているところです。ただ、病院にかからない人にとっては学校徴収金の負担増が新たな負担になるという。この新たな負担増となるのが、子育て世帯でも若い世帯、収入の比較的少ない世帯ほど負担が生じているということはどう考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

まず、最初に訂正をさせていただきたいのですが、小学生が半年で1,000万円の医療費負担ということでお話ございましたが、こちら1年間のものとなっておりますので御理解お願いしたいと思います。それから、収入の少ない世帯ほど負担が生じるのではないかということの御質問だと思いますが、議員のおっしゃるとおり小学生のいる世帯につきましては、負担は確かに生ずるものと思っております。しかしながら、答弁でお話しましたとおり月の初回のみ500円ということで考えております。中学生、高校生の期間は教育費や交通費等の支出がございまして大変だというお話も多く聞いております。それからあとは調剤、薬代につきましても無料としていることをお考えいただきまして、全額助成の未就学児から小学生、中学生、高校生まで全体的に見ていただきまして小さな負担で安心して医療を受けられる制度として御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 医療費負担ですね、1,000万円の小学生の負担になるんだよということで、半年で多分、ここでしゃべっているには半年とは言わないで単なる医療費負担の1,000万と云っていると思うんでそこはいいと思うんですけれども、要はでもそれだけ前年に比べたらやっぱり負担が大きくなっているんだということをもまず1つ確認したいなと思っております。それで町長に答弁をお願いしたいんですけれども、平成28年度の政策で小学生を持つ世帯にとって平成27年度に比べて新たな負担軽減策は予算審議の中で見つけられなかったのですが、継続事業では子育て支援策を行っていますが、新たに負担軽減につながる新規政策がないということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員にお答えを申し上げます。

先ほど御回答申し上げましたように、その他の子育て支援策については継続して行う、ただし新しい政策はないということでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 新たな政策がないということは、結局その今の小学生の子育て世帯にとっては負担しかないという。今言いました年間で1,000万円の医療費負担、児童数で割ると1人だと4,000円、それが適当かどうか病院にかからない人もいるんで実際の医療費負担は1万円

になる人もいるだろうし、平均で児童数で割ると4,000円になるんだと。それプラス、ことしは10月実施ですので学校徴収金も2,500円ですけれども、来年になればその分も含めて5,000円が追加されて結局9,000円の親にとっては負担になるんだということです。それはやっぱり、なおさら未就学児から小学生の親よりも中学生、高校生の親のほうが年齢も上がっているんで、そういう意味では給料も上がっている分があるかもしれませんが、やっぱり今一番低い世帯の分を何とかしなきゃなんないんだというふうに私は考えます。町の政策というのはやっぱり1つの政策で町民3万6,000人全てに加入できる政策はやっぱり少ないんだと思います。やっぱりその中にいけばその世帯世帯にとってマイナスにならないような、新たな負担をつくらないような政策を考えていかなきゃならない。もしそのときに、負担が強いられるのであれば、その負担に見合うような何かでやっぱりちゃんと還元できるような、その世帯に還元できるやっぱり政策をしていかなきゃなんないというふうに私は考えます。再度町長に答弁を願います。実施の始まり10月までに小学生の世帯を対象とした新たな支援策を講じる考えはないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 何回も申し上げましているとおおり、小学生の負担増だけじゃなくて、教育これは全般に私たちは考えています。そのために保育園の拡充、それから子育ての学童保育、そういった面から見ればむしろ逆に大きな予算を子育て教育に重点的に配分しているということをお理解いただかないと、減ることだけ強調しないで、子育ても保育所の充実とか学童保育とか年々1年ごとに拡大するそういった面も拡充しているということも御理解いただきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 町の役割が揺りかごから墓場までというふうに、全体にわたっているんだというのを理解をします。その中でもその子育て世代もあれば高齢化の対策も当然必要なんだというのでも理解をしています。ただし、今言っているのはこの小学生を持つ世帯、まだ20代、30代前半の世帯で収入も給料だけでいくんであれば、やっぱりほかの40代、50代より少ない世帯の中で今回新たな負担が生じるんだと。その新たな負担が生じるのは全体のためなんだけれども、その世帯に対しては何も恩恵ないんですかと。あと10年待っていると、あと10年たったらちゃんとその意見、こういうふうだからというわけがあるかもしれないですけども、今実際に生きている利府町に住んでいる人にとっては、やっぱりその負担は大きいものなんだと。

やっぱり子育て支援の町利府町として、やっぱりその部分はもう少し大事に考えていかなきゃなんないんだというふうに思いますけれども、町長もしあれば。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） この問題がかみ合いません。要するに、この件については確かに見直しはしました。その分をトータルの18歳までの医療費の拡充に充てるという大きな目標があるわけでありまして。そういった意味で、確かに小学生は500円、500円と言いますが月のたったの1回初回のみ500円でございます。先ほど安田議員はですね、知らなかった、改めて思いまして答弁しましたよね。中学生はこれまで毎回500円を月1回500円ですから、いかに負担減だったか、そのこともかみ合わせて考えないとこの問題はなかなか打つ手がないものと思ってください。ですからトータルの考えて、利府町の子育て支援を拡充するために、18歳までに拡充するために見直しの政策もあったということをお理解を願ひ、そして負担軽減についても最大限努力して中学生の方は逆に負担減になったということでございますから、トータルのこの子育て支援事業の医療費について御理解をお願いしたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） かみ合っていないなって町長のほうだと思うんですね。町長は町民全体を楽にする立場にいるわけですよ。その中で私が言っているのは、小学生の世帯に対してどうですかと言っているんです。私は当然町民の意見なんかを受けてここにやって来ます。そのときに、今は小学生の子供世帯にとって何とかやっぱり負担が生じるんだったら、そういう負担を小さくするような方法はないですかってここに立っているつもりです。それで、町長が1回500円、月500円ですよって言うけれども、町の予算会議だって小学生の医療費負担は1,000万円です。児童数で割ったら間違いなくこれは1人当たり4,000円なんですよ。500円なんだけれども、年間を通して4,000円。もっと病院にかかっている人はその倍になるかもしれません。もう少し5割増しぐらいになるかもしれません。ただし、そういうのもある中で、それプラス学校徴収金のほうが増になるんだというところをやっぱりきちっと見ていかなきゃなんないなど。それで間違いなく中学生も拡大、そして高校生も拡大、ワンコインでも当然高校生にとっても本当に、高校生を持つ親にとってはありがたいと、ありがとうありがとうと言ってくれるんだと思うんです。また、所得制限撤廃も本当にその対象になる方はよい。だからそれに対して私は一番最初に、それはそれですばらしいことですよと言いました。ただし、今少なくなっているその負担が大きくなる分についてはやっぱり、それが町として考えていかなきゃなんない。それが

全体のためにやっているんだから、この部分だけは何とかねという話は私はないんだというふうに思っています。ここはあと、今回で終わりじゃないので、10月実施なのでそこまでもう1回あと頑張っていきたいなというふうに思います。

2つ目、児童クラブの課題に移りたいと思います。

利府町の児童クラブが両親共働きの世帯を対象に5年生まで拡大するとともに、支援学級の子は6年生までの子を各小学校で実施しているとのことでした。子育て支援策を進める利府町としては頑張っていると思います。町内の親御さんから話を聞くと、閉所時間には土曜日の月1回の実施に対し全ての保護者には応えられていないと思います。行政サービスは一人一人の声に応えることも必要だと思います。土曜日も含めて時間の延長、枠の拡大等、事業拡大を検討する考えはありませんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） 木村議員にお答えいたします。

児童クラブの土曜開所、そして時間延長、枠の拡大についての御質問でございますが、現在町内7カ所で児童クラブを運営しておりますけれども、まず1つ目の時間延長につきましては、これまでも保護者のニーズを把握しながら閉所時間に拡大を進めてきているところでございます。23年度からは閉所時間を午後6時半まで、そして27年4月からは午後7時ということで、これまでも拡大を進めてきております。それから、2つ目の枠の拡大でございますけれども、これはイコール定員の拡大というふうに言いかえてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）定員拡大につきましても、26年度までは290人の定員が27年度には500人、そしてこの春からは535人ということで保護者の皆様のニーズに合わせて町のほうも拡大を進めているところでございます。また、最後の土曜日の開所についての御質問でございます。これまでも一般質問等で御質問をいただいておりますけれども、これまで試行的に23年度から月1回の土曜開所を進めてまいりまして、利用状況をこれまでも見てきているわけでございますけれども、各児童クラブ7カ所とも配置する指導員は2名、それぞれ2名配置しておりますけれども、利用人員を見ますと平均1.5人ということで大分少ない人数が受け入れというふうな状況になっております。また、月によっては利用者がゼロというふうな場合もありますので、町といたしましてもこれからも必要性の状況をきちんと把握した上で事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 土曜日の開所は、そのとおりだと思うんですね。私はというか私たちはやっぱり1人の子供も大事にしなきゃならない。ですからそういう要望があれば、その1人の子供も受け入れていきたいというふうに私なんかは思っている場所にも立っているつもりなんですけれども、やっぱりそれを運営する側になればやっぱり指導員2人配置をしたらやっぱり適正な人数が、例えば15人であったり20人であったりというふうにならないとそれなりの対応もできないのかなというのは、ある意味で行政の立場の部分も理解はできます。今言ったように、平均2名を配置して平均1.5人、要はマンツーマンよりももっとも手厚いサービスを行っているという言い方もあるかもしれませんが、やっぱりそういう意味ではそのところにある程度頼む人が集まってこないとやっぱり事業がうまくいかないんだというのも確かにそのとおりであるのかな。そういう意味では、土曜については月1回というのはあるので、やっぱり土日が週5日制の労働形態になっているからやっぱり土日休みという部分が当然ある中でちゃんとお父さんであったりお母さんがどっちかが面倒見るよってことになればいけないという部分あると思うんですけれども、今でもまだやっぱりその土日を必要としている方もいると思うので、そういう意味では声を聞くことだけは続けてほしいなというふうに思います。

それで、今回5年生までの拡大ということ、ますますやっぱり希望する人はふえてくるのかなというふうに思います。両親が共働きでもやっぱり児童クラブを利用しない子供たちも学年が上がることによって出てくるのかなというふうに思います。これはちょっと教育委員会になると思いますけれども、児童が帰宅したときに鍵っ子となる児童の数というのは把握はしているのでしょうか。また、あと下校指導等でどのようなことをなさっているのかちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

まず、鍵っ子の児童数の把握についてでございますが、各学校では年度当初にとりまして家庭状況調査あるいは家庭訪問などを通じまして児童の世帯の状況を把握しているところでございます。また、声かけ等につきましては先生からの自宅へ帰ってからの電話で声かけ等はかなり難しいと思っております。毎日の帰りの会で話とか、夏休み、冬休みなど長期休みの前には校長あるいは担任の先生のほうから休み中の過ごし方などの話をしたり、保護者の方には学校だより等で家庭での過ごし方などを周知しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 児童クラブの運営をしていく中で思ったのが、実際に鍵っ子となる数と実際に申し込んだ数に多分ちょっと差異が出てくるのかなというふうに今考えているところです。要は3年生ぐらいになるとやっぱり預けようというお父さんお母さんたちも、4年生、5年生となると児童クラブにやるよりも家に帰って、今子供が自分で勉強するよ、遊ぶよという形になってきたりもするのかなと思って、学校で鍵っ子となるというか両親共働きの世帯の中で家に帰る子、でもじいちゃんばあちゃんがいるよっていう子供もいれば、その鍵っ子からは対象外となると思うんで、ちょっとその辺はこれからもう少し勉強させていただいて、あと再度この場で皆さんと一緒に、利府町民にとっていい方向を考えていきたいなというふうに思います。ことしから利府第三小学校で始まる放課後子ども教室事業は、下校時間まで行うというのが報告がありました。今回初めて行うわけですからいろいろな課題も出てくるんだと思います。国が進める全児童を対象にした児童クラブということになるわけでしょうけれども、その割には推進の体制に不安が生じてきます。いろんな課題が生じてきますので、頑張っって対応をしてほしいなというふうに思います。

3点目、給付制奨学金制度の検討についてです。

町では教育資金の貸し付けに伴い、教育資金利子補給事業を行っております。償還期間を10年とし5年間猶予できるとし、返済金額の利子分の2分の1を助成することにしてあります。ただし、利子の補給期間は在学期間で4年以内としており、子供が卒業すると同時に利子補給事業は打ち切られるということです。5年間の返済猶予を申し込んだ方はこの利子補給事業の恩恵にはあずかれないということでもあります。そこで質問ですが、在学期間内で2分の1ということではなくて、利子全額の助成をしても大きな負担にはならないと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

現在、町で行っています利子補給事業につきましては、町の交付要綱に基づきまして在学中に支払う利息の2分の1を補助しております。この制度につきましては、平成24年度から開始したものでありまして、まだ4年目の事業ということもありまして、また財源的なものもございますので、もう少しこの事業の推移を見守ってまいりたいなと思っておりますのでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 利子補給事業、財源があるという町長の答弁と同じことで、多分町長と同じことを言っているんだと思うんですけども。財源ってやっぱりそのかかる事業費の範囲とか大きさがああると思うんです。さっきの子ども医療費の分で丸々親負担分1,000万ですから丸々1,000万かかるよ。そして今回のこの利子補給事業ですと、額はもっともっと小さくなってくるんで、やっぱりそこをひねり出すような財政当局の、要は教育委員会によるのだけれどもやっぱり財源となれば財政当局がきちっとやっぱりその財源を確保するようにしていかなきゃなんないんだというふうに思っております。私は給付制の奨学金創設を主張していますが、一気に全ての子供に実施してほしいとは言っておりません。ある程度の条件を定めて、例えば県内大学に加入とか、利府町に住み続ける人への支援がこれからの人口増加対策にもつながるんだと思います。まず現在の利子補給事業の枠を拡大して、利子全額を補助し元金のみを返済するという事業拡大を行う考えはないでしょうかと教育委員会に聞こうかと思ったんですけども、やっぱり体の向きをこっちに変えて町長に、今の利子補給事業の予算はたしか9万円ですよ。ですから、せめてやっぱり50万もあれば今の現段階での申し込みに対しては全額利子の補助ってできるのかと思うんですけども、こういう事業の拡大を行う考えは町長はありませんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 奨学金問題についてお答えを申し上げます。

今、教育委員会の担当からお答え申し上げましたが、平成24年にこの利子補給事業をスタートしたんでもう少し検証しないと、どのくらいの事業があってどのくらいか、そういうことについてまだ検証できておりませんからもう少し時間をお貸しいただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 24年から始まっていますので、ことし、新年度は28年なので4、5、6、7、8、5年間がたったところできちっと精査をしていただいたのを、住民が喜ぶ施策を打ち出してほしいというふうに思います。

それでは、大きな2点目。住環境の快適性・利便性の向上についてです。

利府町人口ビジョンでは、町内に住む就労者、働く人は1万5,963人で、町内で働ける就業者は1万1,773人、実際に町内に住み町内で働く人は4,696人です。町外に出て働いている人が1万1,267人との報告が出されました。私は人口減少が言われている中で人口をふやすためには、職住近接が基本だと思っています。職住近接は、職場と家庭生活を営む住居が密接しているこ

とを言います。以前は自給自足の場合はこの両者が一致していましたが、しかし現代社会では労働の場と家庭生活の場が切り離され職住分離が進められています。そこで利府町ですが、利府町は一次産業があり、これから市街化区域の設定による二次産業の創出も努力をすればかなうことだと私は思います。すぐに転換できるわけではありませんが、今のうちに方向性を決めて進んでいくことが大事だと思います。そこで住環境の快適性・利便性の向上がこれからの課題になっていくと思います。利府駅の現在の最終便、仙台発22時25分、利府駅着22時41分では早すぎてもう1便遅い列車をとの声をよく聞きます。最終便を増便するためにはどのくらいの客数が必要となるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 6番 木村議員の質問にお答えします。

23時台の増便のためにはどのくらいの客数が必要になるのかということでございますが、最終便のこの延長につきましてはこれまでもJRに再三要望を行ってきております。その中でその可能性等を話に出しているところでございます。その辺JRのほうからは、客数は何人以上だとふやせるとか、そういった明確な基準は示されておられません。当然ながらその車両を動かすコスト、その運行時間や車両数、それにかかる人件費等の経費を積み上げまして採算性がとれば増便につながるものと思っております。この質問に関しましては、先日小淵議員の一般質問でもありましたけれども、増便の可能性としましては新中道区画整理内に進出が予定されている大型商業施設、ここの従業員が店舗の形態からすれば夜9時、10時まではやると思われます。その従業員が使うことによって固定的な客数の増は見込めるということは考えられております。これらにもらみながら現利府駅をもっと利用していただくようなPRこういったことも努めながら、また再三出ているそのバスの接続、こういったことも利便性を高めることなど総合的に取り組みながらJRに対しては要望を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 最終便で例えば100人乗ったらやるよとかという基準はないんだと。全体的なメリットというか、経済性が大事だよって言われていて、今、新利府駅で従業員の分で利用者が多くなれば、ただ新利府駅は帰っていく人は多分今の22時41分で帰った分がもしリターンするんであれば、その分で大体は帰っていけるのかって。今利府駅が23時30分というのは、多分それで帰っていく人ってなかなかいないんだろうなって。そうすると、新利府でその従業員の分をと考えてもその最終便の増便にはやっぱりつながらないというのが、ちょっとあるの

かな。だからどうやったら最終便をふやせるんだろうか。要は最終便の前に、もっともったただ3,000人、今3,000人って、ですね利益上としては3,000人にしましょうと、2,736人から3,000人、約270人をふやすんですけれども、これを3,200人にふやしたら最終便の増便ができますとかというそういう何か最終便のための検討というか回答というのはあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

JRのほうからその具体的な数字は当然ながら示されません。要はその、乗るか乗らないかという1つのかけなんで、極端な話、町民の皆さんに乗りますかとアンケートをとって誓約を書いてもらって、このぐらい乗りますよということであとはJRに試算していただいて、それが増便につながるのかどうかということになると思います。単純にその1車両当たり、立ち席含めれば1両当たりの定員が最大で200人ということなんで、これを2両編成なのか3両編成なのか、3両編成だと600人です、マックスで。これの最低でも5割が毎日、金曜日の飲み会のみじゃなくて、月曜日から日曜日まで毎日そのぐらい乗るという回答があればJRさんは当然ながら考えていくと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） ちょっとなんか咳き込んでしまって、大変だなって、今最終便をどうやって増便するためにやろうかといういろいろ考えていたんですけども。最終便の増設するにはどうしたらいいか。まず、やっぱり今一番は利府駅に来る最終便の次の塩釜駅に行っている分は、大体利府の人は岩切駅でおりるんだということで、やっぱり最終便の増設はその岩切駅でおりる方の人数の把握も必要だというふうに思います。実際やっぱりどのくらいの方が利用するかというのも、今1両で200人で3両つないたら600人だから、300人もその11時半に帰ってこないとかだめだと言われたら、多分もう最初からそれはだめだというんで、せめて2両で100人ぐらい。100人のために何とか声かけるかって話もあるんですけども、やっぱりその実際どのくらいの方が乗るかという確認をするとともに、1カ月程度の試行運転することも必要なのかなというふうに思います。要は、利用者にとってはあったほうがいいなという漠然たる、ないよりはあったほうがいいというのも当然あると思います。本当に切実な方もいらっしゃるというふうに思います。それがやっぱりそのJRという企業として、要はこのペイできるような、要はかかった経費をある程度回収できる、そのかかった経費をここでは回収できないけれども利府駅で乗降する昼間の分のもうかった分でペイできるのであれば増便するというのも、やっぱり

利府町の求めに応じてやるっていうこともできるんだというふうに思います。そういう意味でやっぱりその試行運転なんかも含めて、そのような取り組みを検討することはできないのかお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

1カ月程度の試行運転ということでございますが、こちらにつきましても去年のその地方創生の絡みの中でこういったことができないかということもJRのほうには打診はしてきていました。その買い取りであったり、そこに交付金をつぎ込んで持続可能なまちづくりのための政策としてこういったことどうでしょうかねという話もしたんですが、JRとしてはそういった試行運転の実績はないということでございました。ただこの経費を、増便のための経費を全て町が持つのであれば全くは否定はできないと。ただ、そのときにはかなり膨大な金額がかかるでしょうと。その覚悟があれば話は動きますということでございました。ただ、あともう1点、今直行便の話が要望されていますけれども、仙台から、その23時台の小牛田のほうに向かう列車を岩切でおりてもらって、岩切から利府までのワンマン、こういったことの可能性はどうでしょうかねという話も一応しています。この辺は採算的には、採算というか経費的にはできないわけではないのかなと。ただ、そこはかなりお金はかかるということもされております。その辺の、できればこの岩切でおりる方の乗降調査というか、その23時台の岩切でおりて利府に向かう方が何人いるのか、その辺の数もつかみながらやっていくしかないのかなということも考えております。当然この試行運転についてはJRさんでは事例がないということでございました。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、答弁聞いていてあれって思ったのは、バスの場合は町民バスで町がやる分があるんで、あそこの線路を変えて町民鉄道なんていうのも手法としては出てくるのかなって。うちの線路もちょっとその辺で知恵も借りながら、あそこの岩切と直通町民鉄道みたいなのがあってもいいのかなというふうに思います。町長に答弁をお願いしたいと思います。利府駅の利用者増と列車の増便は、これまでも多くの議員から出されてきました。今議会でも小淵議員から利府駅発の増便と新利府駅の活用も言われています。総合戦略（案）では利府駅乗客数は264人の増を提案しておりますが、JRの増便数は現状以上というふうになっております。町長の行政を引っ張る立場でのこのJRに関しての決意をお願いしたいというふうに思

います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の御質問にお答えを申し上げます。

この増発増便の問題、これまでの議会でも再三再四議員各位から町民の代表の声として御意見、御要望ありました。我々は黙って見過ごしているわけじゃなくて、この間申し上げましたように仙台支社長とかいろんな機会を捉え、あるいは管轄の岩切駅長とも直接話をしたり、あらゆる限りを手を尽くしておりますが、結局は採算の問題です。お客がふえれば黙ってもふやすという姿勢であります。そのためにパークアンドライドの乗客ふやす政策を進めている。まずはそのことを御理解お願いしたい。しからばその次の手は何か、パークアンドライドにも限界がありまして、あいているスペースがないとかそういった面で今回のまた改正する、いろんな改良、改善点を見つけていくということですが、まず先般の小淵議員でもイオンショッピングセンターの2,000人の雇用、全てが電車利用しなくてもそのうちの数パーセントでも利用していただける、あるいは土地区画整理の住宅需要ですね、そういうのをいかにこのJRの駅に取り込むかという話であります。まず小淵議員の質問で今イオンさんがJRと直接交渉している新利府駅とこの高架橋でまたぐ案については、かなりのこの膨大な経費かかるので、あるいは技術的な問題で少し個人的には難しいのかなと思います。じゃあしからばどうすればいいか。実はイオンの本社にある千葉県の舞浜駅では、ちょっと駅からショッピングセンター遠いです、ちょうど利府くらいありますか。そこにシャトルバスを出しております。舞浜駅とイオンショッピングセンターの間にです。ですから、まず新利府駅に高架橋で膨大な経費でつくるのも1つの案であります。我々できる範囲とすればお客さんと従業員をシャトルバスで結んで、そして利府駅をもっともっと活性化させておのずから自然的に増発増便につながるのではないかなというような、そういった話をこれから進めていかなければならない。そういった一縷の望みをかけてやらざるを得ない。確かに、増発増便簡単に言いますがJRからすれば、ここに鈴木忠美議員いてその前で釈迦に説法であります。いかに1便ふやすかの大変さを聞いております。職員の手当とかいろんなことがあって難しいんだという話を聞いておりますので、そのふやすためにやっぱり何といても乗客数をふやさないとJRも話に乗ってこないかなと思います。要するに、ただ1点だけ申し上げますが、ちょっと苦言になりますが、議員議会では何か増発増便一生懸命言うけれども議員さんさっぱり電車に乗りませんって言う方もいらっしゃいますので、随分言っています、本当の話。ですからまず率先して、飲

み会やったらJR利用して、議員みずから利用してそして増発増便を言わないと、私直接聞いています。よく議会で増発って議員さん本当に利用しているんですかっていうのをね。ですから、御提案もいけれどもみずから率先して議員各位が乗って、そして1人でも多くの乗客確保して、それから増便増発をJRに要望したほうがいいのではないかなと私個人的に思っています。とにかく夢と希望を捨てないで、この商業施設の出店を契機にして、いかにお客さんをふやすか、そして増便増発につなげるかということについて一緒に考えないと、当局にだけやれやれと言っても乗らないのではどうにもならない。JRに直接言われました、JRの職員から言われました。町長さん、議会ごとに増発増便の質問ありますよね、議員さん乗っていますか、町民より乗りましたか、と忠美議員も言われましたね。いや本当の話。あれ本当ですよ。そういうふうにかなりJRでもそのことは気にしているようでありますから、ぜひこの議会でそういう要望をするのであれば、1人でも多くみんなで用もないのに国分町に行ったり、そして1人でも乗客数ふやせば、その誠意を見せれば交渉の有利性出てくるんじゃないかと思っています。この話は絶対したくはありませんが、なかなか理解してもらえないのでこの場で、これは私だけでなく国鉄とか住民の話です。としてお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の町長の答弁なのか、ちょっと愚痴が入っているのかわかりませんが、間違いなくでもこの議員さんたちも利府町を地盤にしていますので、利府町の役場ってときはJRには乗らない。ただ仙台なんか用事があるときに、向こうで飲むときにはやっぱりちゃんとJRを利用して乗っているんだと。私もこの前、3月5日学校のラグビー部の会合に行きました。やっぱり最後に帰ってくるときに、最終便に間に合わないというのがあるんですよね。そうすると、やっぱり私は野中ですので、やっぱり塩釜駅まで行ってしまってそこからタクシーで帰ってくるということになってしまう。やっぱりこの最終便がもっとあることによって乗る機会がもっとふえるんだというふうに思います。増便は私たち議員が言っているのではなくて町民が言っているんだというところを、町民のかわりに私は言っているんだということをお理解お願いしたいなというふうに思います。

それでは、あと町民バスの利用増に向けての取り組みであります。目標値は年間8万3,000人、1週間で1,596人、往復を考えれば週で延べ800人の方に利用していただくことになっています。町民バスには乗り換えの問題や路線拡大の要望も打ち出されていますが、バスの台数や運転手の確保等も含めて改善策を打ち出すことは難しいとの答弁も出されております。利用者の意向

に沿った運営をぜひ行うことを要請していきたいというふうに思います。

それでは、大きな3点目。町民の健康を守るためにです。

国民健康保険税がほかの健保と比べて所得に占める割合が高過ぎる。特に独身の方からは、今は自分の生活だけで何とかしているが国民年金を払うだけの余裕はない。この上結婚し子供が生まれたら均等割の負担や収入を生まない資産割は大きな負担になり結婚もできないとの声も寄せられています。そこで質問ですが、町では国民健康保険税の低廉化のためにどのような取り組みをしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

国民健康保険は年齢構成、医療費水準の高さ等の構造上、現在の所得の低い方を中心にさまざまな軽減措置が実施されている状況でございます。その中で町といたしましては、ことし作成いたしましたデータヘルス計画に基づく保険事業等の実施によりまして、被保険者の健康事業の延伸、健康になっていただけてなるだけ病院にはかからない、健康に過ごしていただく、それに基づく医療費の削減を図っていくものとして考えております。それによりまして保険税の低廉化を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 国保を話すときに、ほかの共済とかの制度の関係じゃなくて、やはり今答弁にあった医療費の抑制、いかにやっぱり運営費をかけないで医療費総枠、国保の総枠自身を減らすことができれば負担も少なくなるんだということに今町は取り組みしているよという答弁でした。やっぱりそういう意味では、そういう枠の分では確かにそういうふうにしていくことによって国保の負担を軽減させるんだということはそのとおりなんだと思います。そのためにも直接やっぱり町費を入れるわけにもいかないということで、町も大変なんだということは理解はします。ただ理解はしますけれども、税金の基本はやっぱり収入に応じて負担をするんだということです。それ以外の徴収は生活費に占める割合を大きくし、滞納を生む大きな要因にもなってくると思います。ローンを組んで新築をし、借金を返済しながら国民健康保険税では資産割分までも徴収される。この資産割を廃止すると一般的にはどのような影響が出てくるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほどの答弁にございましたように、資産割を減らしますと、資産割が減った分を所得割で補う必要が生じます。固定資産を持たずにかつ収入等も比較的ある方は資産割を減じた不足分を負担するような形になります。負担のふえる方は自営やパートの収入がありアパートに居住している方で、比較的若い世帯が予想されると思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） この前、国保の会計も予算審議しましたので、そこの中の出ている額なんかちょっと見ながら自分でやってみました。若年世帯40歳未満で医療分と後期支援分の所得割金額が11万2,500円。月収20万で240万で計算をたしかしました。その資産割額が大体これだと2万100円あるとすると、その分を入れれば7.5%だった所得割が8.8%、1%強。予算書で言えば8.9%だった所得割分が10.5%に1.6%増で対応できるんだというふうに思います。次でそういう手法もある程度検討していかなければならないのかなど。要は収入に応じてということとで全て均等割も平等割もその収入に、均等割世帯では収入に関係あるかももう決まっていますので、その分がやっぱりその所得に関して全てかかってくるんだということをやっぱり考えていかなきゃならないのかなど。そういう意味では、その上限枠の撤廃も1つは出てくるかもしれません。町長に答弁をお願いしたいと思います。収入の少ない子供たちの均等割は、予算書で言えば所得割の58%、若年労働者で子供が2人いる場合は所得割の97%になります。収入の少ない子育て世帯にとって、子供たちの均等割はほかの世帯に比べて負担割合は倍にもなろうとしています。均等割の廃止とは急にはいかないと思いますが、高校生までの子育て世帯を限定として均等割の軽減を行うわけにはいきませんか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の国保税についてのお話であります。今非常に国保税に危機感を持っています。なぜなら、平成30年に算定方式が変わります。今利府町、宮城県の町村で下から4番目に国保税安い。統一されたら大幅な値上げになります。大幅な値上げ。このことを覚悟せざるを得ません。ですから、今ここでいじっても、制度いじっても、平成30年に大幅な改正でその大幅な負担増になることも、そっちのほうが大きいんじゃないでしょうか。私はそう思います。私は全国町村会でこういう話をしています。我々は町民が努力をして国保税低く抑えているのに、統一されて平均的に大幅な値が上がったらどうするんだという話を申し上げている。私のおかげで延びたんです、実は本当は28年から算定方式を変える予定でしたが、ようやく私の声を通りまして、じゃあ厚労省がわかりました、そういう町があるんだったら暫

定的に延ばしますとって延びているんです。ですから確実に宮城県全部統一されます。一番高い市や町も、一番低い市や町。例えば一番低い某町、ここは医者がないんです。医療にかかれなから保険料安いんです。そういうところが統一されたら、平均的な国保まさに危機的状況になるわけです。利府町もおかげさまで下から4番目に低い国保税が確実に統一されたら、驚くほど上がります。このことを、今制度こっちのほうがみんなで大い声を上げて、この改正に不利になる町です。そっちのほうが木村議員大事じゃないでしょうか、私はそう思いますが。もう少し議会でみんなで検討して、本当の話みんなで検討して、利府町は統一されて大幅な保険税にならないように議会各位と一緒にあって、宮城県で4番目に低い国保税を維持したい、そっちのほうが私は怖いんです。今ここでどうのこうの言う前に、そのことをみんなで提案したいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 町長の言い分もそのとおりなんだというふうに思います。今度、県で統一されればいろんな全県で1つになるのかという話も出てくるかもしれないし、だからそれは全県じゃなくておのおののやっぱり住民の、医者にかかっている数とかそういうので利府は利府なりの分の負担でということではいかなきゃなんないって。そのために町長もいるし、うちの議長たちも、議会としても当然いるんだということでは頑張っていかなきゃなんないというふうに思います。最後に1点だけ、被災者医療助成制度の継続です。二市三町ほかの自治体が全て継続でした。利府町だけがどうしても継続できなかったということで、再度その辺の要望を詰めていきたい。今困っている人は間違いなく5年たっても困っているんだということをお願いいたします。答弁だけは求めていきたい。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

まず利府町だけが二市三町の中で一部負担金の免除をやめたのかということについての御質問だと思います。こちらにつきましては、財源としておりました国調整交付金が終了になったことから一部負担金の免除につきましては困難になったものとして考えております。また、利府町は災害公営住宅への入居も終了し、みなしの借り上げ住宅につきましてもことし2月に終了していることに加えまして、後期高齢者医療広域連合におきましてもことし3月の終了を決定しております。国保のみの継続については不均衡を生ずるものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。また、今回継続を決めた9市町につきましては、災害公営住宅

の設置がおくれていること、また仮設入居被保険者の健康状態の懸念があるということで継続を決定しているということで理由がございますので、この辺御理解の上、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で6番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時といたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 後藤 哲君の一般質問の発言を許します。後藤 哲君。

〔3番 後藤 哲君 登壇〕

○3番（後藤 哲君） 3番、公明党後藤 哲でございます。今定例会には、3点について通告しております。通告順に御質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1、障害者差別解消法の取り組みについて伺います。

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者差別解消法が平成25年6月26日に公布され、障害を理由とした差別を禁止する障害者差別解消法が本年4月から施行されるため、施行に向けた準備が進められていると思われま。障害者差別解消法は国や自治体、民間事業者に障害のため窓口対応の順番を後回しにされたなどの差別的な取り扱いを禁止する。あわせて、目や手が不自由な人のために代読や代筆をする意思疎通が苦手な人に絵カードを活用するといった個別の状況に応じた配慮を可能な範囲で行うことも求めています。こうしたことは、障害者の活躍の場を広げる上で欠かせないものと思われま。そのため障害者差別解消はどのような場合にどんな手助けが必要なのか、行政機関に差別の考え方や具体的な事例を明示する対応要綱を策定するよう定めています。しかし、自治体は努力義務、いわゆる日本の法制上何々をするよう努めなければならないなどと規定されていることから、法施行に間に合うのか懸念されております。そのことから次の2点について、町長の考えを伺います。

（1）地方自治体の対応要綱は努力義務であるが、本町の取り組みについて伺います。

（2）本町の担当職員向けの研修会開催の考えについて伺います。

次に、大きい2点目。運転免許証の自主的な返納について伺います。

平成22年から平成26年まで宮城県内の車両台数と運転免許人口はほぼ横ばいで推移しております。この中で65歳以上の高齢者の免許人口は、平成22年に比べると平成26年には約1.3倍に増加し、逆に若年者の免許人口が急激に減少しております。事故が減少傾向にある中、高齢者の四輪運転中の事故は増加しております。ドライバーの高齢化が急激に進んだことが要因と思われます。高齢者ドライバーによる自動車事故が後を絶ちません。全国的にも高速道路の逆走や信号無視による事故が相次いでおります。国内の交通事故の総数は、一昨年まで14年連続減少していますが、75歳以上による死亡事故の割合は増加の一途をたどっていることから次の2点について町長の考えをお伺いします。

（1）本町における自主的な返納に至る相談体制はどうか伺います。

（2）運転免許証返納後の移動手段についての考えを伺います。

次に、大きい3点目。子供の貧困対策について伺います。

厚生労働省の調査では、子供の貧困率は平成24年に16.3%で過去最悪となり、17歳以下の子供の6人に1人、300万人余りが貧困状態にあるとされております。国民の平均的な所得の半分を貧困ラインと呼びますが、その基準に満たない所得の低い世帯の子供たちが6人に1人もいるということで、24年の貧困ラインは122万円でした。中でも深刻なのは、母子家庭などのひとり親世帯の子供で貧困率は54.6%、2人に1人を超えております。日本の子供の貧困率は先進国の中でも高く、経済協力開発機構が去年公表したデータで比較すると加盟する34カ国中9番目に悪く、1人親世帯では最悪の水準のようです。子供の貧困は、子供の将来に大きな影響を及ぼし、子供本人だけでなく社会全体にとっても大きな損失をもたらします。貧困によって満足な教育が受けられず、進学や就職のチャンスが広げられなければ、生まれ育った家庭と同様の困窮に直面し貧困の連鎖が繰り返されると思われれます。子供の貧困は個人の問題と捉えがちですが、日本の未来を左右する重要な課題であることから、次の2点について町長の考えを伺います。

（1）一億総活躍社会の実現に向け、学習支援についてどのような対策に取り組むのかお伺いいたします。

（2）無料や低価格で食事提供している子ども食堂について推進する考えはないか伺います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局、答弁願います。質問事項の1、障害者差

別解消法の取り組みについては町長、2、運転免許証の自主的な返納については町長、3、子供の貧困対策については教育長、初めに、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 3番 後藤 哲議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の障害者差別解消法の取り組みについてでございますが、（1）と（2）につきましては関連がございますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

本町での取り組みについては、昨年3月に策定いたしました障がい者計画・第4期障がい福祉計画において、障害のある人への支援を含めともに支え合い協力し合って生活することのできる心豊かな地域社会づくり、これを基本理念として定めたところでございます。また、昨年10月には、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、この施行に伴いまして行政機関における法的義務であります不当な差別的取り扱いの禁止、あるいは合理的配慮の提供について全職員に周知をしたところでございます。この障害者差別解消法第10条では、地方自治体等は職員が法的義務に適切に対応するために必要な対応要領を定めるものとしており、要領の作成は努力規定とはなっているものの、この法の趣旨に鑑みまして障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを職員に浸透させ、かつ積極的に推進する必要があると認識しております。今後、職員研修も含めまして要領等を策定していきたいと考えております。

次に、2点目の運転免許証の自主的な返納についてでございますが、まず（1）の本町における相談体制についてでございますが、運転免許証の自主返納方法に関する問い合わせにつきましては生活安全課で、また政策課では自主返納された方が町民バスを利用する際の減免乗車証に関する問い合わせに対応しているところであります。

（2）の運転免許証返納後の移動手段についてでございますが、この運転免許証の自主返納制度は後藤議員の御質問のとおり、加齢等による身体機能の衰退あるいは判断力の低下などによって安全な運転に支障のある等の理由で自主返納するものでございます。このことから、鉄道やバス、タクシーのほか家族がいる場合においてはその家族による送迎が主な移動手段になるものと思われませんが、自動車運転をしていた場合と比べ行動範囲も狭くなり、また時間的な制約も出てくるものと考えております。他の自治体や民間施設等の例を見ますと、自主返納された方から運転経歴証明書の提示によって一部割引制度を実施するなど、この制度をお願いしているところもありますが、本町では交通事故防止と外出機会の確保等を図る目的で町民バスの1年間10割減免となる乗車証を交付しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番 後藤 哲議員の第3点目の子供の貧困対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の学習支援についてでございますが、現在学習支援といたしましてサポートティーチャー、特別支援助手、図書業務員の配置による人的面での支援や入学支援事業等による物的面での支援を行っております。また、学校におきましては少人数やチームティーチングによる指導、放課後補習及び夏休みの勉強会等の取り組みを行っているところであります。今後も各学校の状況を踏まえ、継続して取り組んでまいります。

次に、（2）の子ども食堂の推進についてでございますが、十分な食事をとれなかったり、ひとりで食事をしている子供たちを支援するためNPO法人などが実施しているこの事業をNHKが番組に取り上げるなど、都市部を中心として全国各地に広がりを見せている先進的な取り組みと考えております。この事業の推進に当たりましては、事業実施主体やボランティア、会場の確保、さらには資金や食材の確保など解決すべき課題がありますので、必要な情報の収集に努めながら調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 1の障害者差別解消法の取り組みについて再質問いたします。

初めに（1）の地方自治体の対応要綱は努力義務であるが、本町の取り組みについて伺います。障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関がそれぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることになっております。協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる制度の谷間やたらい回しが生じることなく、地域全体として差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われることを狙いとしていますが、本町ではこのような取り組みは考えているのでしょうか伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

1つ目の対応要領の関係でございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように差別解消法第10条、こちらの規定では地方公共団体においては職員の対応要領を策定しなさいというふうにはしております。ただし、努力義務ということにはなっております。でも利府町におきましては、法的な趣旨それから利府町の取り組みの姿勢、こういうものを浸透させる必要があるだろうというふうを考えております。ということで、庁舎内あるいは職員のほうにこの辺

の浸透も含めて差別の解消に向けた取り組み体制を築いていきたいというふうに考えております。対応要領につきましては、法律の中では地方公営企業法に絡みます、利府町のほうで言うと水道事業関係です。それは事業所という扱いで対象から外れておりますけれども、同じ役場内ということもございますので、一律に対象の中に入れてこの要領を策定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 済みません、協議会の設置等の問題お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

地域協議会を設置しないのかという御質問でございますが、現在のところ関係機関で組織する地域協議会については、検討については考えていないという状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 障害者差別解消支援地域協議会は、法律の実効性を高める柱と位置づけられております。地域協議会が設置されないままだと障害者の要望が反映されにくくなる懸念が強まっていますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

地域協議会が意見を反映する場としての必要性ということでございますが、障害者に関する相談、そういった意見を提供する場として基幹相談支援事業所あるいは障害者自立支援協議会の中で障害を持った団体の方、あるいは事業所、公共団体、それが一堂に会して障害に関するさまざまな協議のほうを進めているところです。そういった中で、もし今後必要があれば設置について検討はしていきたいというふうには考えておりますが、現在は障害者の方の意見、そういったところで吸い上げができているものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 必要があればというような課長の答弁でしたので、続けてまたお伺いしたいと思います。地域協議会は障害者の相談を受け、解決に向けて対応するのが役割。自治体や国の出先機関、障害者団体、家族会、医師、学識経験者らで構成され自治体が庶務を担う。設置は義務ではないが、法に「差別解消の取り組みを効果的かつ円滑に行うため協議会を組織できる」と規定しております。内閣府は協議会に寄せられた相談内容や解決例を集約し、ノウ

ハウを全国に広げる方針で、協議会の増加が法運用に不可欠とみているようですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

国で現在想定しております地域協議会のさまざまな事例を見てみますと、福祉事務所を単位として地域協議会なんかを組織するような形で考えているようでございます。今のところその福祉事務所を管轄している自治体、あるいはそういった中でまだ地域協議会に関する必要性、そういったものがまだ論じられてはいないところでございますので、今後そういったものがやはり必要だということになれば町としても設置に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 私も必要だと思って質問しますので、ぜひそういう方向性でお願いできればなと思っております。

次に、合理的配慮の提供についてお伺いいたします。障害者から現に社会障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならないとありますが、本町の合理的配慮の提供についてはどのような利益を考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

まず最初に、職員における合理的配慮という部分でお話をさせていただきたいと思います。これまでも来庁者に対しますいろいろな接客の関係、職員はそれにサービス向上の一環ということで積極的に取り扱ってまいりました。ハード的にも段差をなくするとか、あるいは視覚障害をお持ちの方の誘導ブロック、そういうもののハード的な部分というのはある程度整備がされてきているというふうには理解をしております。ただ、今回この法が求めておりますのは、例えば聴覚障害をお持ちの方に対して声だけで接客するというような部分は、この合理的配慮を欠いているということになります。それから、視覚的な障害をお持ちの方に書類だけで内容を説明するというのも同じようなことになります。そういうことで、職員の中ではもちろん今までも同じような対応で頑張ってはきておりますが、なお徹底するようにこの辺は考えており

ます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 今回の答弁で、ちょっとまた再確認で質問させていただきます。合理的配慮の提供の中には、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚または聴覚に障害のある方、今の課長の答弁のとおりでございます、知的障害を持つ方に対しゆっくり丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う、また手続等順番を待つことが苦手な障害者に対し周囲の者の理解を得た上で手続事務を入れかえる、また立って悩んで順番を待っている場合に周囲の者の理解を得た上で当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する、または他人との接触、多人数の中にいることによる緊張などにより発作などがある場合、当該障害者の説明の上、障害の特性や施設の状態に応じて別室を準備する、または書類等を押さえることが難しい障害者に対し職員が書類を押さえたりバインダーなどの固定器具を提供したりするなど、たくさんの提供がありますが、そのことへの準備についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

今御質問があった内容そのものでございます。ハード的な整備の部分ということの御質問だと思うんですが、我々の事務室の両脇にはそういうことで小さい会議室もございますし、その相手がどのようなものを求めているのかという相手の身の立場になって接遇するというのは我々職員の基本でございますので、その部分においては何ら今までと変わるものではないというふうには考えております。ただ、どうしてもその合理的配慮をすることによって多額の費用がかかったりするというのも当然考えられますので、そういう部分につきましては時間はかかりますけれども、そういうような整備に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（2）の本町の担当職員向けの研修会開催の考えについて伺いたします。障害者差別解消法をテーマにした議員研修会等をサービス介護士などに学びながらの開催も必要と思われませんが、特に本町の業態に特化したカリキュラムの作成など必要と思われませんがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

職員向けの研修会についての考え方の御質問でございますけれども、先ほど来御質問の中にもありましたように、障害者に向けた合理的配慮の中ではハード面だけではなく、これから求められてくるのはやはりソフト面だというふうに考えております。視覚的に障害だと判定できる方に対しましては、これまでもいろんな形の中配慮がされてきておりますし、職員もそのことに関しては十分に理解をしているものというふうに考えております。しかし、今現在障害という名前の本当に判断がされているものの中には視覚的に判断がやはりしにくいもの、あるいはやはり御本人のほうから申し出がない限り障害というふうに判断しかねるものもたくさんあるかなというふうに理解しております。そういったことから、やはり一番は障害に対する理解を深めること、それによってどういった合理的配慮が必要なのか、どういった支援をすることによって来庁者が求めているサービスが提供できるか、そういったものがやはり一番かというふうに考えておりますので、職員各位には障害者に対する理解促進、それを図るための研修がまず一番必要なんではないかなということ考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 研修会、全職員にでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

職員の研修となりますと、担当が総務ということになります。今の段階で考えられる研修でございますけれども、職員研修という位置づけをまずして、その中で例えば新任職員の研修だったり、あるいは階層別の研修だったり、あるいは強化月間というものが今後できるかもしれませんがそういう月間に合わせて研修会を実施するとか、いろんなシーンに合わせて研修というものを考えていく必要があるのかなというふうには考えております。あと、関係団体が主催をいたします各種の講習会、そういうものに職員を研修として出席させるとか、あるいは私の個人的な考えで恐縮なんですけど手話の勉強会とか、そういうものもできるのかなというふうには考えております。今、保健福祉課長が答弁しましたように、それぞれの部署連携をとりながら職員研修やっていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 課長の答弁で、月間等に合わせて各地域に行くという話ですけども、人事異動などが行われることがかなり多くあると思うんです。定期的に職員研修会を開催することが大切だと私は思っております。その辺ちょっとお伺いしましたけれども、いかがでしょ

うか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

研修は1回開催したからそれで終わりというものではございませんので、継続して実施できるように体制等も整えながら、より充実した研修ができるように図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 監督者の責任については、課長相当職以上の地位にある者は障害を理由とする差別の解消を推進するため、1に日常の質問を通じた指導等により障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し障害を理由とする差別の解消に関する意識を深めさせること。2に、障害者等から不当な差別的取扱、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出があった場合は迅速に状況を確認すること。3に、合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は迅速かつ適切に対処しなければならないとあります。このようなことから、課長以上の職員が率先して研修を受けスキルアップを図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

今御質問ございましたように、役場の中の推進体制という必要な部分だと思います。今の段階では、具体にはまだ定まっておられませんけれども、御質問にございましたような管理監督者の立場でのサポート体制、そういうものも当然必要になってくるというふうに考えております。そういうことで、先ほど申し上げた階層別研修というのはそういう趣旨がございまして、それぞれの第一線窓口のほうで定例的に対応する職員あるいはその後ろのほうで管理監督をしている課長等の職責、そういう中でそれぞれの立場の中で、その合理的な配慮そういうものについての研修会は当然必要なことだというふうには考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、大きい2点目の運転免許証の自主的な返納についてお伺いいたします。

（1）本町における自主的な返納に至る相談体制についてお伺いします。運転免許の自主返

納制度は加齢により身体機能の衰退や判断力の低下などにより安全な運転に支障があるなどの理由により、もう自動車などを運転しないので返納したいという方が自主的に返納する制度でございます。先ほど町長が述べたとおりでございます。ただ、自主的な返納に至るには丁寧な相談体制が不可欠と思いますが、相談窓口の設置などは考えられないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

相談窓口設置の考えへのお尋ねでございます。運転免許証自主返納制度につきましては、交通事故の防止を目的としており、これまで運転免許証の自主返納に関する問い合わせにつきましては、交通安全対策といたしまして生活安全課で担当してきておりますが、これからも引き続きそういったことでは対応していくことと考えております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 今の課長の答弁を聞きますと、恐らく返納する方は絶対ふえてはこない、現状維持で過ぎるのかなと私は思っております。改正道路交通法では、75歳以上に実施している知能技能検査で認知症のおそれと判定された人に医師の診断を義務づけ、認知症と診断されれば運転免許証は停止または取り消しになるなどの対策を2017年6月までに施行されます。そのことから、相談窓口の中で丁寧な対応が必要と思われてなりません。相談内容によっては、医師の診断や返納を促すなどの取り組みは考えられないのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

改正道路交通法につきましてのお尋ねでございますが、そちらの内容等につきましてまだ県などのほうから具体的な内容が示されておられませんので、そういった部分につきましては改正内容等の動向を見ながら対応せざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） この議場内にいる方は多分ほとんどの方が経験していると思いますが、私も自分が優先道路を走っていて左から右折する高齢者が来ました。一時停止しません。こちらも見ません。そのまま曲がりました。そういうハッとするような状況がたくさん多分経験されていると思うんですけども、その辺からも考えて相談窓口の設置は私大事な施策かなと思

っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

車運転社会の日常交通におきまして、高齢者にかかわる事件事故等が多発傾向にあるという話でございますが、そちらの部分につきましては交通規制また交通指導を含めまして、県警なりそういった部分で力を入れてきているのかなということでございます。また、担当といたしましては町では交通安全協会利府支部等とタイアップしながらそういった交通安全の啓発事業に努めているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（2）の運転免許証返納後の移動手段についての考えをお伺いいたします。

多くの自治体で返納を促す施策として、タクシーや路線バス料金の割引制度などを行っており返納者は増加傾向にあるようです。一方で、返納後の移動手段が十分に確保されておらず、改正道路交通法でも高齢者への移動手段を確保する対策を行う附帯決議が設けられております。返納後の移動手段として、本町はどのように考えているのか再度お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

返納後の交通手段の支援策ということで、本市につきましては1年間に限り町民バスの無料となる減免乗車証、これを発行しているでございます。ほかの自治体での例もお話されましたけれども、ほとんどは市民バス、町民バス、あとは市町営のデマンド交通、この辺に限ってこういった1年間無料をやったり半額の措置であったり、そういった事例が多いというところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 公共交通網の行き届いていない地域では、自動車は欠かせませんし、生活上やむを得ず運転を続けている高齢者も少なくないと思います。そのことから、地域と協働して予約型乗り合いタクシーの運行などは考えられないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

乗り合いタクシーっていうんですか、再三これまでも議会でそういったはざまを埋めるもの

としてデマンド交通という話も出されております。こういったことも検討はしているというところでございます、そういったデマンド交通とかで対応というのもいいのかなと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 高齢者用に理容美容と入浴サービスがございます。予算が、ちょっと言い方変なんですけれども、予算が残った場合、かなり残っていると私は認識しているんですが、このような施策に充当することはできないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

高齢者支援としての理美容、あとは入浴サービス、この辺も使用状況によって余ったお金ですよね、現実約3割の方が利用しているということで、この辺の振りかえというんですかこういったことを、先ほど安田議員にもお答えしましたけれども、100円チケットの年齢拡大であったり、配付枚数の増であったり、そういった拡充いろいろ提案されています。これにつきましては、全体的な高齢者支援の中でその必要性等は検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 必要を認識されているということではちょっと安心しました。本町では、運転免許証を返納された方に先ほど課長の答弁にもあったように、1年間町民バス減免乗車証を配付しておりますが、町民バス路線のない地域への対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

町民バスが走っていないエリア、1つはその民間バスが走っているエリアというのがあると思います。その町民バスだけでは不公平感があるということですかね。この辺の拡充につきましても、本町独自にやっているその100円チケットサービスというのもあります、この辺もいろいろ検証しながら先ほど言ったような全体的な高齢者支援の中で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） この点については、次に返納された方の1年間は減免乗車証無料です、

配付されていますが、2年目以降についてはどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

町の1年に限り町民バスの無料としているものでございまして、2年目以降は従前の70歳以上であれば民間バスの100円チケットサービス、もしくは障害者手帳をお持ちであれば障害者のタクシー助成、あとはガソリン補助、この辺の3つのうちから選択をして利用していただくというような状況でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、大きい3点目の子供の貧困対策についてお伺いいたします。

初めに、全体的な考えを伺い（1）、（2）について質問させていただきます。

子供の貧困対策問題に国も積極的に取り組もうと、おとし子供の貧困対策法がつくられ、その具体的な対策を定めた大綱が去年示されました。そうした中、注目されているのが東京都足立区です。今年度から子供の貧困対策に取り組む専門の部署を設けて早期発見、早期支援に乗り出しました。具体的には、子供が生まれる前から貧困につながるリスクを見つけ出そうと、妊婦が母子手帳を受け取る際に提出する妊娠届出書で情報を集めることにしたようです。アンケートの項目にパートナーとの関係や生活費などで困っていないか記入する欄を設けて、例えばパートナーとの関係が悪いと答えた人がいれば、ひとり親世帯になるリスクがあると考えて、そうなっても孤立しないように必要な支援を考える。さらに小学1年生への全世帯に協力を求めて、貧困の実態調査を行うことにしたようです。保護者の所得や公共料金の支払い状況、虫歯の有無など子供の健康状態や食生活などを調べて明らかになった課題に重点的に取り組むためでございます。子供の貧困は、虐待や不登校、非行などさまざまな問題につながるおそれがあります。子供の将来に大きな影響を与えるからこそ、深刻化する前に支援の手を差し伸べようと考え、足立区では個人のプライバシーに踏み込んで情報集めたものでございます。私は個人情報取り扱いには細心の注意を払いながらも、まず貧困の実態掌握が対策を進める上で重要だと思っております。調査で浮かび上がった課題の解決に向けて、自治体が対策を立て後押しをして実効性のある策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） 後藤議員にお答えいたします。

先日、河北新報に宮城県の子供の貧困対策計画の策定内容が掲載されておりました、主な事業も公表されたところでございます。議員御質問のとおり子供の貧困対策につきましては、国の憂慮すべき大きな問題でありまして、国そして県そして自治体が連携しながら早急に事業を進めるということが大変必要だということも認識しているところでございます。利府町におきましては、この内容につきましては1つの部署だけが特化してできるものではないというふうに考えておりますので、役場内の関係する各部署が連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。また、現状といたしまして宮城県のほうから具体的な内容が示されておられませんということもありますので、今後今の各自治体の状況も含めまして国の動向、県の動向、そちらのほうを見ながら調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） （1）の一億総活躍社会の実現に向け学習支援についてどのような対策に取り組むかについてお伺いいたします。広島県福山市教育委員会は、小中学生の学力向上を目指し学習支援事業、土曜チャレンジ教室の拡充を進めております。退職後も貢献したいとの思いでボランティア登録する元教員らが地域の学びを支えているようで、経済的に塾に通わせてやれないなど教育費の捻出が難しい家庭を支援する形になっているようです。本町でもこのような取り組みができないものかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 後藤 哲議員の再質問にお答えいたします。

本町では土曜日、土曜わくわく等の子供たちを預かるような取り組みは行っておりますが、具体的に学力向上の取り組みとして土曜日に実施しているものではございません。また、来年度28年度からは放課後子ども教室というものも改めて試行的に立ち上げ進めていく、これも学力向上というものではなく子供の居場所づくりという目的が大きな狙いとはなっておりますが、そういう面での事業を進めていく予定にはなっております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 教室の設置のきっかけなんですけれども、広島県が実施した学力調査で福山市の成績が県平均を下回るなどし、学力向上への取り組みが迫られたことのようにございますが、福山市教育委員会は各学校で改善になります一方で、主体的に学ぼうとする心の育成が必要と判断し、意欲向上のためには学習についていけない子供への個別指導も必要との観点

からボランティア講師の協力を得た教室の開設につながったようでございます。本町においても退職された元教員の方々がたくさんおられると思いますが、またこのような取り組みはできないものかということと、塾に通えない子供の貧困に携わってこのような施策はできないものかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

まずは学校において、学校教育において子供の授業以外の学習支援という取り組みにつきましては、先ほどの教育長答弁の中にもございましたが、放課後の時間帯を使う、あるいは長期休業中を使う等の取り組みで各学校工夫して行っております。また、中学生の特に学力向上につきましては定期考査前の学習会であるとか、学習スペースの提供、教師による個別指導相談等の取り組みも行っております。また学習ボランティアの観点につきましては、これは授業等でも各学校で工夫して協力いただいておりますが、それについても今後とも学習ボランティアの活用については各学校の方は行ってまいりたいと思います。ただ、学生等の支援につきましては場所の関係、今年度町内では児童クラブ等の場所、先ほどもお話ししましたが放課後子ども教室等の場所の確保等ではいっばいございまして、市町村によっては空き教室がある場合など活用等が図られるんですが、現状のところ町内そこら辺の施設面での場所が難しいというのが現状です。ただ、大学等のボランティアを活用した取り組みなどができないかどうかについては調査等をしていくことは可能かと考えております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 今、教室等の場所という話がありましたけれども、学習支援はその家庭に行ってもやることもあるようでございます。貧困は子供の学力に影響します。塾に通いたくても通えないなど学習面で不利な状況に置かれ、学力が身につかずに高校を中退する生徒や大学進学をあきらめる生徒が数多くいます。そのことは就職にも影響し、生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する貧困の連鎖を生む恐れがあるのではないのでしょうか。ボランティア講師の協力を得ることで大きな費用がかからないのが利点で、経済的に厳しい世帯の子供の学習支援として意味があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

貧困家庭の子供を対象にというところが、学校教育等で進める場合非常に難しくなっております。

います。あくまでも原則全生徒、他県の例も含めて生活困窮者とか貧困家庭のくくりで総べるのではなく、対象としては全生徒可能であるという。その塾に行けない子供がとかというものに限定したものではなく、そこら辺の工夫をしていくことが今後の課題になってくるかと思えます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 最後に、（2）の無料や低価格で食事提供している子ども食堂について推進する考えはないかについてお伺いいたします。

厚生労働省の研究班が、おとし小学5年生900人余りに行った調査では、休日に朝食を食べない、または食べたことがあるという子供が27%、インスタント麺を週1回以上食べるという子供が26%と、いずれも4人の1人に上り貧困世帯以外の子供より10ポイントほど多くなっております。この調査では貧困世帯の子供の食事は、米やパン、麺類といった炭水化物が多く、肉や魚のタンパク質やビタミン、ミネラルが不足していることもわかり、食生活や栄養に偏りがあることが明らかになりました。経済的な理由で食事を満足にとれなかったり、ひとり親家庭で親が忙しくひとりで食事をしている子供たちに無料や低価格で食事を提供する子ども食堂が全国で相次いで誕生しております。ボランティアの運営だけではなく、企業や自治体、病院が主体となる動きが出てきたようですが、このような取り組みを調査研究する考えについてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 後藤議員の質問にお答えいたします。

子ども食堂につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように全国的にNPOの団体であったり、そういった民間団体が主体的に取り組んでいる事業として広がりを見せているようでございます。東北地方ではまだ2カ所、3カ所程度だったかと思っておりますので、これからそういったものについてどのような形で運営しているのか、それと利府町の子供たちがどういった状況にあるのかというのを含めて調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 育ちざかりの時期に必要な栄養をとることができない、病気になっても病院に行くことができない子供が、豊かになった今の日本にも存在し貧困率の上昇でさらにふえることが懸念されていることから、このような取り組みは必要と思われれます。ここで町長に

この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 貧困について町長。副町長。

○副町長（伊藤三男君） お答えします。

ただいまの貧困対策、町これからどうするんだということです。実態等もまだ十分に把握していないという状況もあります。これから、先ほど担当の課長も申し上げましたように実態も踏まえて、町がとるべき措置どういうものがあるか研究していきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 例えば、小中学校では給食や学用品、修学旅行などの費用を市区町村が肩代わりする就学援助を受ける子供がふえております。平成24年度には155万人に上り、少子化で子供の数が減っているにもかかわらず15年で2倍にふえ、小中学生の15%余りを占めるようになりました。また、子供の健康への影響も懸念されるようになっております。子ども食堂は2012年ごろに東京都内で始まったとされ、ひとりで食事をする孤食の改善や経済的な理由で十分食べられない子供に栄養バランスのとれた食事を提供する狙いがあったようでございます。このような取り組みは全国に広がっていて、宮城県ではNPO法人TEDICひとりぼっちがない町石巻をビジョンに掲げ、学習支援等で活動している法人でございます。これまでに延べ約2,500人の子供たちに居場所を届けてきました。石巻が町内会などと連携し、県内初の2015年に食堂をオープンし、震災で失われた地域のコミュニティーづくりにも役立てたいと考えているのですが、本町でもこのような先進地の視察を行って研究はできないものかどうか。

○議長（櫻井正人君） 副町長。

○副町長（伊藤三男君） ただいまの後藤議員の御提言も踏まえまして、これからいろんな意味で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 最後に、鈴木町長と本明教育長に伺います。子供の貧困をなくすには自治体の取り組みも大きな鍵を握ります。目に前に困難に直面している人がいます。できることは限られ、時間もかかるかもしれません。しかし、差し伸べた手を離さないようにともに支え、ともに歩む、一步一步が地域を活力ある町に変えることだと私は思っております。このことについて、町長、教育長に所見を伺って私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 最初に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 後藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

まさしく今、子供の貧困については社会的問題になっているわけではありますが、まだ当町における実態がまだ把握できておりませんから、まず教育委員会でどのような現状かについて把握した上で適切な処置をとりたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 要保護、準要保護に関しましては、要保護関係は小学校0.2%、中学校は0.4%、準要保護は小学校で3.3%、中学校で5.2%、これ前年度の6月30日現在の状況であります。利府町の教育は、ほかの市町村と比べて劣っているというふうには私は思っておりません。学力面でも生徒指導の面でも非常に地域の協力を得ながら日々育っているというふうに思っております。特にほかの地域と違うのは、ブラザーシップ、スクールシップ、キャリアシップ、そのほかにチャイルドシップ、コミュニティーシップという5つのシップを通して子供たちの学力から健全な育成を図ろうというふうに取り組んでおります。これは、他地域では見られない特徴的な利府の学習、それから教育に関する取り組みだというふうに思っております。その中で、例えばスクールシップは学力向上を目指して各学校、中学、高校独自に進めているという状況がありますし、コミュニティーシップという新しい取り組みにおいては、地域の人材活用、地域貢献ということを踏まえて取り組んでいこうとしております。ほかのいろんな進んだ教育もありますけれども、やっぱり利府は、利府の子供たちを利府で育てていくという意気込みで私は教育に当たっていききたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で3番 後藤 哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は15時5分といたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 及川智善君の一般質問の発言を許します。及川智善君。

〔13番 及川智善君 登壇〕

○13番（及川智善君） 13番 及川智善でございます。本日最後のバッターとなりましたが、皆さんよろしくお願ひ申し上げます。今定例会には、3点質問をお願ひしております。よろしく

お願い申し上げます。それでは読み上げます。

1、障害者差別解消法について。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行される。これに向けて町としての施策、相談体制等について次の点を伺う。

（1）合理的配慮が法律上義務化される。ソフト面、ハード面の環境整備や条例の制定などすべきことは多くあると思われる。これらについての基本的考えを伺う。

（2）法律の施行により障害だけを理由に小学校への入学を拒めない。教育関係者、保護者への理解増進のための方策を伺う。

（3）施行にはきめ細かい対応が必要になるとと思われるが、障害者差別相談所などの設置相談体制を検討しているのか伺う。

（4）障害児童生徒に関し経験の深い特別支援学校職員との人事交流について行動しているのか伺う。

大きい2番。労働環境改善について。

町が行う非正規職員等の処遇についてワーキングプア解消、格差是正の観点から次の点を伺う。

（1）直近では広報りふ、ホームページにおいて非常勤職員、臨時職員等の募集が散見されました。以前から同職員の処遇が低すぎるとの声もあります。労働の質の確保やワーキングプア解消のため処遇改善する必要があると思われませんが、見解を伺います。

（2）同時に職員定数条例を見直し、正規職員への雇用も視野に入れる必要があるかと思われませんが、町の方向性はどうか伺います。

大きい3番。町営住宅の建設・土地利用について。

町は長寿命化計画において、町営住宅を平成29年度以降に段階的に建て直しの方向で計画しております。次の点を伺います。

（1）建て直しの整備事業費として約9億円を見積もっていますが、現時点での全体構想と建設等にかかわる財源を伺います。

（2）八幡崎町営住宅を非現地に建て直しの計画であれば、候補地と跡地利用についての考えを伺います。

（3）借り上げ型公営住宅制度の民間住宅ストック活用の可能性はあるのか伺います。

（4）飯土井住宅跡地借地契約に伴う今後の方針を伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

質問事項の1、障害者差別解消法についての（1）、（3）については町長、（2）、（4）については教育長、2、労働環境改善については町長、3、町営住宅の建設・土地利用については町長、初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 13番 及川智善議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の障害者差別解消法についてでございますが、まず（1）の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、この施行に伴う本町における環境整備についてでございますが、さきに後藤議員に御答弁申し上げましたように、この法の趣旨に鑑みまして今後職員研修も含め要領等を策定しながら環境整備に努めてまいりたいと考えております。なお、この環境整備は現在のところ公共施設におけるバリアフリー化を初め、来庁された方々の意思表示や円滑なコミュニケーションを支援するためのサービス、人的支援あるいは情報の量や発信の向上などの措置が想定されますが、適切に取り組んでまいります。

（3）の障害者差別相談所の設置についてでございますが、現在本町では障害のある方の相談窓口として地域支援センターぱれっとさんのうと、障害者相談支援事業所ひまわりの2カ所を設置いたしまして、障害のある方々からの福祉サービスを初めとするさまざまな相談に対応しているところでございます。また、町内には町が委嘱している障害者相談員が3名、法務局から委嘱された人権擁護員が6名おり、地域の中で障害のある方々の相談に対応いただいているほか、社会福祉協議会が毎月実施している相談日にも協力いただいているところでございます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の相談体制につきましては、国においても行政肥大化防止等の観点から既存の機関等の活用、充実により適切な対応を図ることとしていることから、本町といたしましても当面は既存の相談支援事業所等を活用しながら対応していきたいと考えております。

2点目の労働環境改善についてでございますが、まず（1）の非常勤職員と臨時職員の処遇の改善についてであります。町における臨時職員と非常勤職員の任用数につきましては、町長部局、教育委員会部局合わせますと本年2月29日現在で123名であります。この臨時非常勤職員の報酬は、賃金につきましては宮城県最低賃金の改定、あるいは近隣自治体の状況等を考慮しながら職種により定めており、一般事務補助職員の賃金については平成26年度に750円から780円に約4%増とする改定を行っているところであります。勤務時間や休暇等の勤務状況に

つきましても労働基準法、地方公務員法等に基づいた要綱を定めて運営しているところであります。本町においても各種処遇水準を満たしているものと考えております。

（２）の正規職員への雇用の方向性についてであります。正規職員の採用につきましては町を取り巻く状況や財政運営の見地あるいは将来にわたる年齢構成等を加味した定員の適正化計画に基づきまして、計画的な職員採用に努めているところでございます。この職員採用における考え方の基本は、日本国憲法における職業選択の自由であり、この精神を実現するために就職の機会の均等が成立しなければならず、町としては広く門戸を開いた上で差別のない合理的な基準による採用選考を行う必要があります。繁忙期など臨時の業務や、あるいは定型的反復型業務、専門性が求められる業務については正規職員との適切な役割分担のもと、臨時・非常勤職員を任用するなど多様な任用携帯を活用しながら適切な定員管理を図ってまいりたいと考えております。

3点目の町営住宅の建設、土地利用についてであります。 （１）、（２）につきましては関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

まず、さきに制定した利府町公営住宅等長寿命化計画では、堀川・石田住宅については現地での建てかえを、また八幡崎住宅については他の場所への建てかえをする計画にいたしまして、平成29年度以降に調査設計さらには建設を行うものとしております。しかし、堀川・石田・八幡崎の各町営住宅のいずれも建築から50年前後が経過し、建物の老朽化が進んでおり建てかえが必要であるとは認識しておりますが、現在浜田・須賀地区の復興事業、利府小学校の建てかえ事業が最優先で実施していることから、これらの事業が完了した時点で財政状況を勘案しながら八幡崎住宅の建てかえ候補地や跡地の土地利用計画も含めて検討していきたいと考えております。

（３）の借り上げ型公営住宅制度の民間住宅ストック活用の可能性についてであります。現在町内にある民間住宅についてはほとんどあきがないことから活用に至っておりませんが、今後町営住宅供給コストを上回る入居希望が多く寄せられ、民間住宅のあきが見込まれる状況に至った場合は本制度の活用も検討していきたいと考えております。

次に、（４）の飯土井住宅跡地の借地契約に伴う今後の方針についてであります。この跡地につきましては町と借り受け人である株式会社ティ・ディ・シーとの間に平成23年12月22日に普通財産に係る賃貸借契約を締結しております。その貸付期間は、平成24年1月1日から平成33年12月31日までの10年間となっております。本契約期間が満了する時点で借り受け人との

協議が必要となることから、現時点で今後の方針を示すということできませんので御理解をお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 13番 及川智善議員の第1点目の障害者差別解消法についてお答え申し上げます。

まず、（2）の障害児の入学についてでございますが、本町におきましては小学校入学前の保育所や幼稚園の幼児段階から障害の状況の応じ、保健福祉課、子ども支援課や学校と連携を図り、保護者との就学相談を重ねることで保護者の理解を深めていただき小学校就学の手続を進めておりますので、これまでも障害の理由により学校への入学を拒んだ経緯はございません。なお、障害者差別解消法につきましても今後も理解を深めてまいりたいと思っております。

次に、（4）の特別支援学校職員との臨時交流等についてでございますが、特別支援学校と小中学校等の異動につきましては、年度末の人事異動において適切に人事交流が図られております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。及川智善君。

○13番（及川智善君） 障害者差別解消法は、これは25年6月に制定されたということで、この研修等を含めた今後いろいろやっていく、先ほどの後藤さんとの間での議論やりとりありましたけれども、今までに25年の制定から去年10月研修ということで、全員研修ということでありましたけれども、みんなでこの取り組みについて全庁で皆さんでというか、主要部課、総務課それからそういう障害課、それから教育課等を踏まえて議論したいきさつはございませんでしょうか、25年制定以降です。それをまずお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

法律が制定された25年度以降の取り組みということでございますが、先ほど列举されました関係部署の中でとりたてて議論をしたということはありません。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） お答えはなかったんですが、私質問の中に条例の検討はどうかということも项目的に質問したつもりでございますが、例えば仙台市あたりでは法の制定と同時に組織的に障害者差別解消法を取り組もうということで、いろんな会議等、委員会等立ち上げまして今条例制定の方向で向かっているということでございます。ですから、これだけ障害者の方に

接する合理的配慮という大事な節目において、やっぱり利府町でも早目にスタートラインをすべきであったと思いますし、今からも回数を重ねていって具現化する必要があると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

確かに利府町においての取り組みは進んでいるとは言い難いとは認識しております。ほかの市町村のほうもいろいろ確認してみたんですが、仙台市はやっぱり組織が大きいので取り組みも早かったのかなというふうに感じるんですが、今のところ進んでこれに向かってやっているというようなお話はまだ聞こえてはおりません。利府町におきましても実際には来月の4月1日から施行されるということがございますので、早急にこういう体制がとれるように検討を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 再度確認させていただきますが、職員全体での教育というのは10月に1回だけで、時間的には何時間かわかりませんが1回ぽっきりということで、レクチャー方式だったのかどうい会議方式だったのかわかりませんが、その1回の内容について御説明簡単にかいつまんでお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

職員研修との御質問でございますが、障害者差別解消法が施行されるということで各班の班長が集まる席上でパンフレットをお渡しして、その解消法が施行されるのでそれぞれの担当部署においての取り組みについて積極的にといいますか、周知とこういったことが施行されるというお話をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると踏み込んだ教育ではなかったと、パンフレットによる説明ということですね。そういう1回こっきりというのは、ちょっと姿勢としてはよろしくないかなというふうには感じております。それから、先ほどお願いしました条例の制定についてはどういふうに考えておるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

先ほど仙台市のほうでは条例化をもくろんでいるというようなお話をお聞きしました。条例と申しますと一定程度の制限が加わる性格のものでございます。総務課の段階では条例化はなじまないだろうというふうに逆に判断をしております。先ほど後藤議員のほうにもお答えしたんですが職員の対応要領、こちらのほうの制定を今考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） わかりました。現時点でハード面で、環境整備ということで今回の法律施行に伴って特に今計画している、いろんな部門あると思うんですが、建物、環境いろんなところあると思うんですが、うちの役場の庁舎関係で特にそのハード面で環境の整備をするという計画はございますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

合理的な配慮という部分での考え方なんですが、まず物理的な環境の整備というものが出てくるのかなというふうには考えております。先ほどもお答えしたんですが、ハード的には誘導ブロックとか段差をなくすスロープの設置、そういうものについてはある程度整備はされているというふうに思っております。ただ、障害者の方々を優先的に駐車させる駐車スペースございますけれども、今後はこういうような駐車スペースに対して障害者でない方は利用できませんよというようなそういう標示板とか、そういう部分の整備は出てくるのかなというふうには考えております。それから、ハードに対するソフトの部分でございまして、先ほど町長答弁のほうにもありましたように、意思疎通の円滑化という部分では今後対策が必要になってくるだろうというふうに考えております。この辺の部分につきましても、職員に対する研修が必要だろうというふうに考えております。例えば筆談とか、読み上げ、あるいは手話、点字の準備とかそういったさまざまなコミュニケーションのツールを使って意思疎通の配慮を行っていく必要があるだろうというふうに考えております。それから、例えば1つの資料を手渡しするに当たっての細かい字も当然ありますので、視覚的な障害をお持ちの方にはより大きな文字を使ってお伝えをするとか、そういうものも必要になってくるのかなというふうには考えております。それから、必要に応じて漢字に振り仮名、ルビですね、そういうものも振る必要があるだろうと。あるいは、余りなじみのない外来語、そういうものはなるべく使わないような表現に改めていくというようなことで、いろんな部分で今後配慮をやっていく必要があるだろうというふうには認識しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今、課長答弁でおっしゃったとおりだと思いますけれども、4月1日施行ということで急いで表示がまず最初じゃないかなというふうに思います。そういうところで障害者の方がスムーズに合理的配慮を受けられるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっとこの法律の先ほど来話があった義務規定と、それから努力規定ということで分けられているということなのですが、この3条の関係が地方公共団体の責務ということで必要な施策を策定してこれを実施しなければならないという。それから5条には、行政機関は合理的な配慮を的確に行うために民間の関係職員に対する研修に努めるとございますけれども、これは役場としてはこれは両方という考え方でよろしいんですか。3条、5条両方役場としては行政機関あるいはその3条の地方公共団体、それから5条の行政機関と両方に該当するということがよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

この法律のつくりを読みますと、国の行政機関というような表現をしております。役場のようにならぬ事業については地方公共団体というような使い分けがされておりますので、それぞれの条文に規定のあるとおりにというふうには解釈しております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） わかりました。それでは、次に移ります。

2個目のここにはその合理的配慮ということで、この法律が施行されることによって親御さんの心情的なこともありまして、いろいろお立場の方いらっしゃいますし、親御さんの希望それぞれあると思われまして、それで今までより以上に普通学校とか小学校等に希望がふえてくるのではないかということが思われるんですが、その辺について教育委員会のほうではどのように思われているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの教育長答弁にもございましたが、今まで就学支援に当たりましては丁寧に保護者の方に御説明申し上げております。その際、就学指導委員会、庁内でそして塩釜地区での委員会等でその資料、子供一人一人の資料等を持ち寄り話し合いを行った結果をもとに、判定をし

ていただきます。専門の方とかの意見を持ってその判定結果によって支援学校相当であるとか、小中学校の特別支援学級相当、あるいは通常学級相当とか判定が出たことに基づいて保護者にお伝えし、最終的には保護者の希望になるんですが、そのように御理解いただきながら丁寧にお話をしておりますので、今後さらにこれに基づいてふえていくかどうかということについては、そうなるかどうかはちょっとわかりませんが、これまでのとおりで対応していったほうがいいのではないかなと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） わかりました。個々に応じて実施するということでございます。

それから次の3項目です。障害者の差別相談所の設置の相談体制でございますが、これは町が障害者の相談支援事業所というのは先ほど御答弁にありましたけれども、ひまわりとぱれっとということなんですが、ぱれっとはしかし東部地区というか多賀城地区ですか東部地区の相談支援事業所であって利府専門の相談支援事業所ではないですね。ということは、障害者の相談支援事業所というのはひまわりということだけでよろしいんですかね。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ひまわりのほかに先ほど来御説明しておりますぱれっとにつきましても、町のほうから相談支援事業所ということで二市三町共同で委託をしている事業所になりますので、ひまわりと同じ相談所として御利用いただける施設となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それから、そこもちろん既存の施設ということで今までどおりだというふうに認識はしておりますが、やっぱり町としても見える化というか、要するに今回障害者差別解消法によって相談事業所の設置をしていますよというようなことは、どのような方法で障害者の方に周知徹底するのか。一番見える化が必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 相談者も相談窓口として、当然役場の保健福祉課、あるいは社会福祉協議会、先ほど来御説明しております2つの相談支援事業所ということで町のホームページであったり、障害者の相談用のパンフレットのほうには掲載をさせていただいて周知をしているところですので、加えて4月1日から差別解消法が施行になったのを含めてそういっ

た相談窓口にもなるということで周知をしてみたいというふうを考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、（4）に移ります。

支援学校職員という人事交流等についてということでお尋ねしましたが、特別支援学校と小中学校の人事交流は適切に行われているという御回答でございました。これは中身的には、教育の機会なのか、いわゆる本当の人事交流というか、要するに異動等の出し入れという転出入なのか、その辺についてはどのようになっているんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

交流という意味では、人事異動における人事、人の教員の異動という意味での交流と、お尋ねのもしかすると学校における研修を含めた交流の2点なのかなと考えておりますが。1点目の人事異動に関しましては、県立支援学校の数自体が公立の小中学校に比べて非常に少のうございますので、人事異動の数は多くはないというのが現状です。実際のところ、町内の小中学校の教員218名授業ができる教員おるんですが、その中で特別支援教員の免許を取得しておる者、所持しておる者は25名、パーセントで言いますと11.4%の教員になります。そしてまたその中で218名のうちにこれまで特別支援学校で勤務した経験がある者は15名、6.8%、数としては少のうございますが、そのくらいの数が実際に勤めている人事異動しておるということになります。1点目に関しては以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今、そういう教育次長がおっしゃったように既に人事交流は行われているということで、今後の話としてもふえてくる可能性もあるということで捉えてよろしいですかね。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 教員の人事異動自体は、教員がまず異動を希望しますということに基づきまして、勤務年数であるとか校内事情、校内の人員構成その他で校長の意見を県教委が受け取り行うということになりますので、単純に今後これがふえるか入っていくかというのは現段階ではお答えすることができません。実際にどうなっていくかという結果のほうでは見ることは今後とも可能かと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） わかりました。それでは、次の2番目、労働環境改善についてお尋ねします。

1個目の非常勤職員、臨時職員の募集、このほど出ておりますけれども、この方たちの所得というか、大体自給780円からいろいろございますけれども、1,000円くらいまでございますが、例えば一般事務のパソコン等の短時間労働で780円といたしますと、大体1日6時間で週に5日間で大体9万円前後に、9万から10万前後になるんじゃないかと思いますが、この方たちが例えば保険等入った場合に可処分所得はどれくらいになるんですか。今の780円の例でちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

確かに一般事務職、1時間当たり780円、計算しますと9万から10万というような金額が出てきますけれども、雇用保険とかそういうものについては、社会保険も含めて、例えば扶養の中に入っていらっしゃる方々とかいらっしゃいますので、一律ではないというのがまず前提でございます。ですので、差引きどれくらいになるのかということでございますけれども、保険料は当然個人負担も生じてきますので、事業所負担もあります。そういうことで多少の支給額は減りますけれども、どれくらいになるのかということややっぱり個別にお答えするしかないのかなというふうには思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ちょっと聞き方が悪かったんですが。一般的にどうも可処分所得とすれば低いんじゃないかという状態があります。というのは、2014年の厚生省の労働調査があったんですが、26年の賃金構造基本統計調査というのがあったんですが、その中で見ますと短時間労働者は1時間当たり男性1,120円、平均です、女性が1,014円というふうになっております。これくらいあたりの水準だと、これは全職種入っているんで何ともその母集団というか標本としては、統計の標本としては信頼性があるかどうかというのは一概には言えませんが、1,100円以上になるとある程度のそういう生活給に成り立つんじゃないかというふうに思いますけれども、この非正規職員の方の募集に関しては先ほど正規職員と非正規職員の人員のバランスがありますけれども、つまり仕事に応じて年間で計画、人事補充というかしていくのか、それとも何かどういう時点で欠員が生じたからやるのか、それとも仕事があってその仕事に人員を補充

するとか募集するという考え方なのか、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

まず最初に、非正規職員というなお話でございますが、我々はそのような捉え方は一切しておりません。職員に対する非常勤職員あるいは臨時職員というくくりでございます。まずそこが御理解をいただきたいというふうに考えております。まず臨時職員の任用の考え方でございますけれども、定義と申しますか、法律で定められております地方公務員法でございますけれども、臨時職員を任命する場合の根拠になるのが地方公務員法の第22条の第5項という規定がございます。原則的には、臨時の職あるいは、今例えば税の申告とかやっておりますけれども、一時的な繁忙的な事務、そういうものに補助的な事務員ということで採用する。あるいは育児休業で取得している職員の代替職員として任用する。これは育児休業法で決まっております。ということで、まずは任用の根拠がもう完全に定められているものなんだということの御理解をお願いしたいと思います。臨時職員から外れた方々、1年程度の長期雇用の期間がありますけれども、そういう方々については非常勤職員というようなくりに入るということでございます。自治体の中では非正規職員という考え方は存在はしておりません。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、臨時職員と非常勤職員という取り扱いとか、そういう勤務形態ということございました。そうするとその扱いとしてはそういうことになるということですが、この方たちのいわゆる常勤ではないということですよ、当然ながら。常勤ではないんですが、その方たちのいわゆる先ほど触れましたけれども賃金です、労働者1時間当たりの賃金についてはいろんな比較の要素はございますけれども、見直し等を図っているんでしょうか。例えばその今までの780円、あるいはその近辺の仕事に応じた時給単価を出しておりますが、年齢等において見直し等を図っておるんでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えをいたします。

賃金形態でございますけれども、これにつきましては例えば定期的というようなことではございませんけれども、職員においては人事院勧告等に基づいて給与勧告がされております。そういうようなタイミングの中で見直しをしております。直近で申しますと、町長答弁の中に

もありましたけれども平成26年に当時750円、一般事務職の例でございますけれども、1時間750円について780円のほうに引き上げをしております。それで近隣の市町村のほうもいろいろ状況を調べてみたんですが、宮城県におきましては762円ということでございます。利府町は780円。当然利府より高い市町村もございますが、総じて790円、800円というのが一応のレベルになっているのかなとは思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 当然、横並びで見るとは、こういう経済指標というのは比較の大事な部分でありますけれども、できれば利府町いいところにいるという総務課長のお話でございますが、できれば利府町の地域経済の活性化、それから雇用者のやっぱりワーキングプア解消のためにぜひ分析見直し等をさらに行っていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして3番です。

町営住宅の建設・土地利用についてということなんですけれども、これは現時点ではいろんな事業があって、これらの財政状況を勘案して建てかえ工事や跡地利用を検討するというところで先ほど答弁をくれましたけれども、これは、この町営住宅の計画でございますけれども、その計画に基づいて住宅を修理したり建て直したり長寿命化計画によって進めていくものと思っておりますが、今はその復興事業と利府小学校の建てかえ事業を最優先するというところで、これらを全くチャラということの考え方なんでしょうか。要するに事業の長寿命化計画は平成29年度、もう間もなく目の前に迫っておりますが、これについて一応もうチャラにして復興事業それから利府小学校の建てかえを優先するというところで、完了時点のところから計画をすることによって大幅におくれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 13番 及川議員の御質問にお答えします。

議員も御承知のとおりこの長寿命化計画、震災後の平成25年3月に策定しております。その当時の震災復興計画では、復興の完了は平成28年度を予定しておりました。その関係も相まって、住宅の建設については29年度以降ということでこの計画に定められております。基本的な建設の方針や長寿命化の考え方は変わりませんが、建設につきましてはその復興事業等が完了してからということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 確かにその復興がおくれているというのは承知しておりますけれども、町

営住宅の老朽化も時の経過とともにだんだんいろんな居住環境とか、それから建物自体の劣化というようなことでかなりおけると、また居住者等に不便をかけるのではないかなというふうに思っております。ですからその29年以降の、今最低で31年以降利府小学校の建てかえ終わってからのということなんで、あと31年以降ということで2年以上おくれるわけなんです、これはその辺について予算的な処置は今も全然していないということなんです、さっき今回お聞きしました予算の全体構想とそれから予算の準備というか予算のどういうふうな財源を、構想と財源については31年以降を今のところ考えているところはどこか、概略わかっているところを教えてくださいたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

建設する場合の財源ということでございますが、あくまでも現制度、補助金制度を想定しますと事業費の45%は国庫補助金で賄うこととなっております。残りの55%につきましては、そのときの財政状況にもよりますが、地方債を100%充当することができるようになっております。そうしますと、現在約9億円で計画しております建設につきましては、4億500万円が国庫補助金、残りの4億9,500万円が地方債を充てるというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると地方債と国庫補助で全部補填できるということであれば、計画どおりでも問題ないんじゃないかなというふうに思うんです。29年から段階的に実行するというで計画に乗っけていて、そういう先ほどの事業ということは承知してはいますが、もう少し前倒しというか29年って目標を定めていたわけですから、この復興事業が終わってからのということではなくて29年に近い年に建築の計画されるべきと思いますが、どうでしょうかその辺については。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 及川議員にお答えいたします。

まず、先ほど御説明した補助金の単価でございますが、要は建設当たりの1個の単価でございます。そういったものも含めますので、全額45%来るかどうかというのはちょっと疑問があるところでございます。あくまでも事業に対しての45%ということでございます。それから起債を借りてでも早期に建設すべきでないかということでございますが、予算委員会でもいろい

ろと各委員から御指摘がありました利府町の借金について極力減らしていくという方針でございます。その辺も勘案しまして復興事業が完了してからの建設というふうなことで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 30年、31年、32年、文化複合施設第1期確定しましたけれども、この辺に随分じゃあ集中するという、建物、その財政関係もするということですね。かなりの集中があるという。だからやっぱり、こういうところはなるべく分散して工事を行うということが必要であると思うんです。だから早目というか、計画どおり進めるべきであったというふうに思いますが、そのところは私から余り申し上げても直るものでもないと思っておりますので、この辺で質問は、この件に関しては終わりますけれども、余りこう集中し過ぎると役場でも事業の進行もまたおくれるような可能性も出てこないでもないということで、その辺の分散の処置をしたほうがいいんじゃないかということで私のほうから御提言を申し上げておきます。

それから（2）の八幡崎住宅の非現地建てかえの候補地ということで、これから跡地利用を検討するという具体的なお話はなかったんですが、あそこはとりあえずそこから長寿寿命計画では市内の便利な場所というような表現でありましたけれども、そのところで跡地利用についてはそれから考えるということなんですが、私ちょっと提案というかあるんですけども、この件について検討できるかどうかお尋ねしたいと思っております。実はあそこの特別支援学校、御存じのように敷地が狭くて駐車場がございません、一般の方の。何か行事があると皆さん御存じのとおり、あそこの坂にずっと縦型に並んで通行人も不便な状況ということで、1回というか支援学校のほうにお尋ねしたことあったんですが、駐車場がなくて大変なんですよって職員の方からお話ありましたけれども、例えば県のほうに譲渡して、例えばですよ、譲渡してあそこを利府支援学校の敷地、利用するのは支援学校のほうで考えるでしょうけれども、そういうことは考えの中に例えばあったとしたら、こういうことは可能なんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

まず支援学校の駐車場としてということでございますが、今支援学校の先生方の車は北側の沢乙東の前ですか、あそこに集団でとめているようです。何とか確保はしているようでございます。あの通路にやはり車はとまっている状況でございます。今、八幡崎の住宅建っている土地、あそこは調整区域でございます。何をすることも限定されてくるような土地でもございます

ので、委員さん御提案のその駐車場として使用するかどうかそれらも可能かどうかも含めまして、（「課長もう少し大きい声でしゃべってください」の声あり）可能かどうかも含めまして検討することは可能ではないかと思えます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、時間も余らないので3番の借り上げ型公営住宅制度の民間ストック住宅の活用ということなんですが、これは例えば今から検討していかなきゃないと思うんです。こういうお答えでは民間住宅のあきが見込まれる状況になった場合に活用を検討するというですけれども、つまり選択肢として町営住宅を建てないということも1つの選択肢ではないかなと思うんです。初期費用として直接建設だと修理費用いろんなことがありますけれども、そういうところがかかるので民間を利用した入居、町営住宅の制度として補助するというような方法もあると思うんですが、そのようなお考えはあるでしょうかお伺いします。たしか検討するとあったので、ある程度のその可能性についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

まず、民間借り上げの公営住宅、確かに制度としては大変有効なものと考えております。ただ、当初まとまったストック、要はないと管理上もなかなか大変かなと思っております。あと家主さんの理解です、それらもありますので今後その町長答弁があったように民間ストックがあつて、なおかつ住宅の応募者がたくさんいるような状況になれば検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、最後に3の（4）、この今の町長の御答弁では現時点では今後の方針を示すことができない、協議が必要であるということなんですが、私は別に秘匿にする必要はないと思うんですが、この辺についてはなぜ協議が必要である、方針を示すことができないということのお答えなんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 13番 及川議員の質問にお答えします。

何で秘匿にするんだと御質問でございますけれども、この契約の中身につきましては先ほど町長の答弁にございましたように、平成23年の12月22日にまず締結してございます。そして、契約期間が平成24年1月1日から平成33年の12月31日までとなっております。ちょうど今が中

間年に当たるといふ。それで、契約の条項の中に契約を更新する場合は3カ月以内に借り受け人であるティ・ディ・シーが文書によって町のほうに更新の手続をするということでございますので、今ここでティ・ディ・シーがどういう考えでいるかということもこちらとしては存じてございませんし、そういう状況ですからその方針についてはお話できないということでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 契約者等は開示を求めれば開示にされるわけですよね。開示請求があった場合は開示しなければならないですよね。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 御質問にお答えします。

開示できます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、私この契約書、たしか24年の前に譲渡契約のあったときに、ティ・ディ・シーの方が急遽支払いの3日前に、譲渡のときに支払いの3日前に契約解除を申し入れて契約解除になったいきさつがございます。それで今回の24年のこの10年契約というお話なんです、10年契約というのはいかにも賃貸契約にしては長いです。なぜ10年契約にしたんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 賃貸契約には長いということもございますけれども、まずお話ししておきたいことが何点かございます。まず、ティ・ディ・シーがあの工場、立派でございます、建てるのに多額の投資をしているということがございます。それから、地元の企業ということで当然地元の間人もそこで働いてございます。従業員が今約60人いるということもございますけれども、そのうち町の住民が9名ほど働いているということがございます。それから、このティ・ディ・シーという企業は世界的にも非常に有名な企業でございます。例えば、その表面加工そういうものにおいて県のみやぎものづくり大賞、あるいは経済産業省の元気なものづくり大賞、そういう輝かしい賞を受賞しております非常に町にとってはまさに自慢できる企業なのかなというふうに思っておりますので、そういう面でも町としては応援していきたいと。借りる側から見て1年ごとの更新では本当に心配でものづくりもできないんでないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 財務課長がおっしゃったその企業の問題とか、それから従業員の問題、あるいは町の貢献の問題、もちろん大事なことでありますがそれは次の副次的なものであって、問題は契約の内容なんです。甲と乙の問題ですので、つまり私がなぜ10年もと言ったのは、経済状況は生き物ですから10年間の賃料が果たして正当な賃料なのかということが問題なんだと思われるんです。例えば、ここ3,166.6平米ございますが約960坪ということで、単価大体計算しますと15万くらい、であれば大体1億3,920万くらいになるんですが、これ土地の評価額は年々変動して皆さん御存じのとおりであって、宮城県全体としては47都道府県中12位なんです。前年比4.03%アップということで、かなり上がっているという。利府町は市内で35市町村の中で4位ということなんです、どんどん上がっているんですが、このやっぱり3年くらいに経済のサイクルを回していかないとだめかなと私は思うんでありますが、どうでしょうかその辺について。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 賃借料の評価の件についてでございますけれども、我々が把握している土地の評価でございますけれども、いわゆるその路線価によって評価しているということで、確かに3年ごとに路線価の評価がございますけれども、そういう中でこの飯土井の土地に当たっては現実評価額が若干下落しているという現状がございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） でも実際は平均的に上がっております。あそこのティ・ディ・シーの庭とか倉庫の前に密着しておりますので、もうほとんど用途はそこしかないという、ティ・ディ・シーさんが使うしかないと思うんですが、あのお売りになれば固定資産税も町に入ります。そういうふうなところの考慮も必要かなと思うんですがその辺についてのお答えをお願いします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 御質問にお答えします。

税金の話が出ました。実は、このティ・ディ・シーという企業は、税金350万ほど納めていまして、いわゆる高額の納税をしている優良企業でございます。内訳は申しませんが、法人町民税あるいは固定資産税、これは機械設備でございます。そういうのを合わせて350万。それから、町のほうに賃料として1年間に552万ということで、決して町にとって不利益といいま

すかそういうことでなくて、むしろ大変メリットの大きいことだなというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 10秒ぐらいしかない。及川智善君。

○13番（及川智善君） 重ねて御検討をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 町長より補足説明。

○町長（鈴木勝雄君） 町営住宅の議論であります。まずは家賃の問題が先走ります。今、月2,500円からです。新築したら20倍。それまで入っている人は絶対に上がります。ですから今までこうやって皆さん方の御意見を聞くと、何とか20倍は払えません、何とかこのままにしてくださいという御意見も大変多いのですが、それは我々も渋っている1つの要因かなと思っています。2,500円じゃとても今、新築したらなかなか入居させることできません。最低でも20倍ぐらいになるかもしれませんね、そういったことを踏まえてこの入居者についてどうですかということ、もしお聞きになったほうが、逆に怒られますよ、そんな町長、今まで私は怒られていますから、そういう現状も踏まえていただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で13番 及川智善君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後04時08分 散 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年3月14日

議 長

署名議員

署名議員